

令和7年厚岸町議会第1回定例会会議録

招集期日	令和7年 3月5日	
招集場所	厚岸町議場	
開閉日時	開会	令和7年 3月5日 午前10時00分
	延会	令和7年 3月5日 午後 5時07分

1. 出席議員並びに欠席議員

議席番号	氏名	出席○ 欠席×	議席番号	氏名	出席○ 欠席×
1	竹田敏夫	○	8	石澤由紀子	○
2	室崎正之	○	9	桂川実	○
3	佐藤淳一	○	10	堀守	○
4	金子勇	○	11	杉田尚美	○
5	音喜多政東	○	12		
6	中川孝之	○	13	大野利春	○
7	南谷健	○			
以上の結果 出席議員 12名 欠席議員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事務局長	議事係長	
亀井泰	佐藤浩之	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職　名	氏　名	職　名	氏　名
町　長	若　狹　靖	教　育　長	滝　川　敦　善
副　町　長	石　塚　徹	教委管理課長	諸　井　公
総　務　課　長	布　施　英　治	教委指導室長	藏　光　貴　弘
総合政策課長	三　浦　克　宏	教　委　生　涯	
危機対策室長	四　戸　岸　毅	学　習　課　長	車　塚　洋
税　務　課　長	鈴　木　康　史	監　査　委　員	黒　田　庄　司
町　民　課　長	渡　部　貴　志	監査事務局長(併)	川　越　一　寿
保健福祉課長	早　川　知　記	農委事務局長	江　上　圭
環境林務課長	真里谷　隆		
水産農政課長	高　橋　政　一		
観光商工課長	田　崎　清　克		
建設　課　長	堀　部　誠		
病院事務長	星　川　雅　美		
水　道　課　長	高　瀬　順　一		
会　計　管　理　者	塚　田　敦　子		

1. 会議録署名議員

7 番	南　谷　健		
8 番	石　澤　由　紀　子		

1. 会　　期

3月5日から 3月12日までの8日間 (休会日2日)

厚岸町議会第1回定例会議事日程

(7.3.5)

日程	議案番号	件名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2		議会運営委員会報告
第 3		会期の決定
第 4		諸般報告
第 5		例月出納検査報告
第 6		町政執行方針
		教育行政執行方針
第 7	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について
第 9	議案第12号	令和7年度厚岸町一般会計予算
	議案第13号	令和7年度厚岸町国民健康保険特別会計予算
	議案第14号	令和7年度厚岸町介護保険特別会計予算
	議案第15号	令和7年度厚岸町後期高齢者医療特別会計予算
	議案第16号	令和7年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計予算
	議案第17号	令和7年度厚岸町水道事業会計予算
	議案第18号	令和7年度厚岸町下水道事業会計予算
	議案第19号	令和7年度厚岸町病院事業会計予算
	議案第20号	令和6年度厚岸町一般会計補正予算
第 10	議案第21号	令和6年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算
	議案第22号	令和6年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算
	議案第23号	令和6年度厚岸町介護保険特別会計補正予算
	議案第24号	令和5年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算
	議案第25号	令和5年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算
	議案第26号	令和5年度厚岸町水道事業会計補正予算
	議案第27号	令和5年度厚岸町下水道事業会計補正予算
	議案第28号	令和5年度厚岸町病院事業会計補正予算
第 11		一般質問

厚岸町議会 第1回定例会

令和7年3月5日
午前10時00分開会

●議長（大野議員） ただいまから、令和7年厚岸町議会第1回定例会を開会いたします。

●議長（大野議員） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（大野議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、7番、南谷議員、8番、石澤議員を指名いたします。

●議長（大野議員） 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

10番、堀委員長。

●堀委員長 3月3日午前10時から第2回議会運営委員会を開催し、令和7年第1回定例会の議事運営について協議をいたしましたので、その内容についてご報告いたします。

議会側からの報告として、議会運営委員会報告、諸般報告、例月出納検査報告があります。

議会からの提出案件は、会期の決定、3常任委員会及び議会運営委員会から閉会中の継続調査申出書で、いずれも本会議で審議することに決定いたしました。

次に、町長提出の議案等についてであります。町長から町政執行方針と教育長から教育行政執行方針があります。

諮問第1号及び諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦、2件で、いずれも本会議で審議をすることに決定いたしました。

議案第12号から議案第19号は、令和7年度の各会計予算8件であります。審議方法は、議長を除く11人の委員をもって構成する令和7年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定いたしました。

議案第20号から議案第28号は、令和6年度の各会計補正予算9件であります。審議方法は、議長を除く11人の委員をもって構成する令和6年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定いたしました。

一般議案の議案第29号から議案第32号まで、一部改正条例の議案第39号から議案第47号まで及び議案第49号から議案第51号まで、新規条例の議案第52号については、いずれも本会議で審議をすることに決定いたしました。

また、一般議案の議案第33号から議案第38号までの審議方法は、議長を除く11人の委

員をもって構成する議案審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定いたしました。

一部改正条例の議案第48号及び新規条例の議案第53号の審議方法は、議長を除く11人の委員をもって構成する条例審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定いたしました。

一般質問通告者は、5名であります。

本定例会の会期は、3月5日から12日までの8日間とし、8日と9日は休会といたします。

以上、議会運営委員会報告といたします。

●議長（大野議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（大野議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会報告にありましたとおり、本日3月5日から12日までの8日間とし、8日と9日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日3月5日から12日までの8日間とし、8日と9日は休会とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の予定表のとおりであります。

●議長（大野議員） 日程第4、諸般報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりであります。

次に、令和6年12月11日開会の第4回定例会から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりであります。

また、今般、釧路東部消防組合議会及び釧路広域連合議会の報告書が提出されております。関係資料は、別途、議員控室に備えておりますので、閲覧の上、参考に供していただきたいと思います。

以上、諸般報告といたします。

●議長（大野議員） 日程第5、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員から、別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

●議長（大野議員）　日程第6、町政執行方針、教育行政執行方針、以上2件を一括議題
といたします。

はじめに、町長に町政執行方針の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長）　おはようございます。

はじめに。

令和7年厚岸町議会第1回定例会の開会に当たり、町政執行に関する私の所信を申し上げます。

本年、我が国は、戦後80年、そして昭和100年という節目の年です。戦後80年を迎える、国内外において、痛ましくも散華された245人の本町出身の戦没者の方々を偲ぶ時、永遠に忘れることのできない深い悲しみであり、痛恨の極みであります。

戦後生まれの世代の割合が、わが国の総人口の9割に迫ろうとしている今日、再び戦争の惨禍を繰り返すことのないよう、恒久の平和を確立することが、私たち一人ひとりに課せられた責務であると改めて痛感する次第であります。

また、今なお北方領土問題の解決を見ないまま今日に至っていますが、厚岸町と山形県村山市の友好都市の盟約を結ぶ縁となった北方領土探査の先覚者、最上徳内翁の偉大なる足跡を忘れてはなりません。徳内翁は、蝦夷地、北海道調査の拠点を厚岸町として、遠く北方四島の国後島、択捉島への実地調査を行いました。そして1798年には、江戸時代の探査家、近藤重蔵氏と共に択捉島に渡り、「大日本恵登呂府」と記した標柱を建て、日本の領土であることを明らかにしました。そのことにより、北方四島は1855年に日本とロシアとの間で結ばれた日露通行条約により、日本の領土として確定したのであります。

しかし、第二次世界大戦後、当時のソ連軍により不法に占拠され、1万7,291人の元島民は、7割の方々が他界され、平均年齢も89歳となっている今も北方領土問題が解決されず、今日に至っていることは誠に遺憾であります。

私は昨年11月、村山市市制施行70周年記念式典に参加のため村山市を訪問し、徳内翁を偲び、さらに北方領土返還要求運動の重要性を強くした次第であります。私たちの厚岸町は、本年、町制施行125周年を迎え、大きな意義を有する年であります。町民の皆さんとともに、現在、そしてその先の未来に向かって、さらなる厚岸町の発展のため、全力で町政運営に邁進する決意であります。

次に、町政に臨む基本姿勢について申し上げます。

本年度は、最重要課題である「(仮称) 厚岸町防災交流センター」の整備を柱とする安全・安心なまちづくりを推進するための防災・減災施策のほか、基幹産業の振興に関わる施策、厚岸霧多布昆布森国定公園の誕生に伴う観光振興施策、さらには、町民要望や継続事業への課題、将来を見据えた重要な課題に対する施策の五点を重点施策として推進し、若狭町政6期目の総仕上げとして、町民の皆さんとの約束を果たしてまいります。

また、厚岸町の飛躍的発展に大きな貢献が期待される北海道横断自動車道根室線（尾

幌糸魚沢道路）の早期完成と（別保・尾幌間）の新規事業化を、引き続き国へ強く要請してまいります。

さらに、本年度は新たなまちづくりの指針として策定した第6期厚岸町総合計画・後期行動計画がスタートする年であります。本計画を厚岸の力強い未来に向けた道として、町民の皆さんとともに推進し、町民の皆さん誰もが心から誇りを持てるまちを目指すため、全力を尽くしてまいります。

次に、令和7年度において、私が取り組む主要な施策の推進について、第6期厚岸町総合計画の5つの将来像に沿って申し上げます。

将来像の1点目は、自然と調和し、誰もが安全・安心で快適に暮らせる町であります。

環境保全については、第2期厚岸町を豊かな環境を守り育てる基本計画に基づき、町民、事業者との協働による厚岸町クリーン作戦などの取組を引き続き実施するとともに、世界的な問題で、一昨年、本町で開催された、第42回全国豊かな海づくり大会北海道大会の基本方針でもある海洋プラスチックごみ対策として、厚岸漁業協同組合と連携し、海岸漂着ごみや漁業者が操業中に回収した漂流・海底ごみの適正な処理を引き続き進めてまいります。

地球温暖化対策については、厚岸町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、近年、社会問題となっている環境保全と再生可能エネルギーの導入を両立した脱炭素社会の実現に向け、厚岸町再生可能エネルギーゾーニングマップを広く公開し、再生可能エネルギーの適地誘導と豊かな自然環境の保全を図り、町内への円滑な再生可能エネルギーの導入を促進してまいります。

エネルギーの有効利用については、環境負荷低減に向けたエネルギー転換のため、これまで環境への負荷が大きかった温水プールの重油ボイラーを、木材チップを燃料とする木質バイオマスボイラーへの切り替え、本年度から稼働を開始いたします。

また、環境への負荷の少ないまちづくりを推進するため、町民、事業者を対象として、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進に関する勉強会を開催いたします。

水道事業については、将来にわたり事業可能な水道事業の経営を図るため、厚岸町水道事業ビジョンの見直しを行うほか、宮園地区において、耐震管の整備を進めてまいります。

簡易水道事業については、引き続き太田・片無去地区における営農用水の安定供給を図るための道営事業と合わせて、水道管の更新整備を進めるほか、新たに地方公営企業法の全部を適用した公営企業会計により事業を運営してまいります。

下水道事業については、湾月地区の汚水管整備を完成させるとともに、終末処理場などの老朽化した施設更新整備を引き続き進めてまいります。

高速道路については、尾幌糸魚沢道路の早期完成と、別保・尾幌間の新規事業化のため、引き続き関係市町村や関係団体と連携し、事業予算確保に向けた要請活動や機運醸成活動を行ってまいります。

町道については、床潭末広間道路、太田2号道路、太田地区防雪柵実験所道路法面の整備、橋梁の長寿命化を継続して行うとともに、新たに港町2条通りの車道と歩道の改

修を行うほか、真竜神社通りにおける歩行者の安全確保を図るための対策を講じてまいります。

地域公共交通については、JR花咲線の維持・存続のため、沿線自治体や関係機関と連携を図り、利用促進策を実施するとともに、バス路線の維持・存続のため、必要な支援を引き続き行ってまいります。

また、生活交通路線の利便性を確保するため、デマンドバスの運行経路見直しを必要に応じて検討するとともに、町内公共交通の担い手となる運転手の確保に向けた支援を引き続き行ってまいります。

町営住宅の整備については、白浜団地の給水管の更新及び外壁と屋根の改修を引き続き行うとともに、有明団地1棟の解体を行います。

また、住環境については、住宅の新築やリフォーム、省エネ・バリアフリー改修や耐震改修、解体に対する支援を引き続き行ってまいります。

空家等対策については、厚岸町空家等対策計画に基づき、民間住宅等の除却に対する支援、空家バンク制度のさらなる周知と運営、居住を前提とした空家等の購入に伴う改修支援を引き続き行うほか、新たに空家相談会を開催いたします。

また、厚岸町空家等対策計画の計画期間が最終年度を迎えることから、町内全域を対象とした実態調査を行うとともに、空家等対策協議会の意見を踏まえ、計画の見直しを行います。

都市計画については、厚岸町都市計画マスタープランに基づき、用途地域等の見直しを進めてまいります。

また、公園については、厚岸町公園適正化計画に基づき、施設機能の適正な維持管理に努めるとともに、必要な整備について検討してまいります。

交通安全については、関係機関と連携して、交通事故を防止するため、引き続き交通ルールの遵守を求める活動に取り組むとともに、通学道路などの現地調査を行い、必要に応じ、危険箇所への交通安全施設の整備を関係機関に要請してまいります。

また、高齢者の自動車運転免許証の自主返納に関わる支援制度を継続するとともに、自転車事故の防止と被害軽減を図るため、自転車安全運転講習会の開催とヘルメット購入及び自転車保険加入費用に対する助成制度を継続してまいります。

防犯については、犯罪のない明るく住みよいまちづくりを推進するため、厚岸警察署や関係団体と連携し、防犯活動を行うとともに、ドライブレコーダーを活用したまちの見守り活動を継続するほか、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復または軽減を図るための支援制度を創設し、必要な支援を行ってまいります。

消費生活については、消費者トラブルを未然に防ぐため、関係機関団体と連携し、きめ細かな情報提供の充実を図るとともに、特殊詐欺対策電話機等の設置に対する補助制度を継続してまいります。

次に、消防・防災についてであります。

消防については、消火・救急活動を強化するため、厚岸消防署の救助用資機材の整備や消防デジタル無線設置の更新などを支援してまいります。

防災については、津波避難困難地域の港町地区において、周辺住民の津波災害時の避難をより確実なものとするため、集会施設の機能を併せ持つ、「(仮称) 厚岸町防災交流

センター」の今年度中の施設完成を目指し、建設工事を継続してまいります。

また、主要な指定避難所の一つである津波浸水想定区域内に位置する太田活性化施設に非常用発電機を整備いたします。

さらに、地域防災力の一層の強化を図るため、地域住民や関係機関と連携し、釧路沿岸部で行われる国の大規模津波防災総合訓練と併せて、厚岸町避難訓練を継続して実施するほか、教育委員会や自治会・自主防災組織との連携による災害図上訓練や避難所運営演習を継続するなど、町民の防災意識を高めるための取組を推進してまいります。

治山対策については、北海道において、梅香地区2か所と奔渡地区1か所、松葉地区1か所と苦多地区1か所の治山工事を行います。また、危険が予想される箇所や復旧を要する箇所についても、引き続き北海道に要請してまいります。

治水対策については、国から委託を受けて行う矢臼別演習場内の河川における土砂流出対策を継続してまいります。

土地保全については、桜通りの地すべり観測を継続するとともに、実施設計を行うほか、新たにお供山周辺の地下水調査を行います。

廃棄物対策については、可燃ごみと不燃ごみの広域処理により生じるごみ量に応じた負担金の削減を図るため、ごみの減量化と資源化の取組を推進するとともに、ごみ分別出前講座による啓発活動と、広報あっけしによるごみの分別方法及びその徹底の周知を継続してまいります。

エゾシカ対策については、国や北海道、地方独立行政法人北海道立総合研究機構などと連携し、個体数の適正管理のため、計画的な捕獲を引き続き実施してまいります。

ヒグマ対策については、地域住民の安全確保や財産を守るため、必要に応じたパトロールの継続、監視カメラや箱罠の設置など、問題個体の的確な捕獲に引き続き努めてまいります。

また、市街地にヒグマが出没した際の対応については、法改正、国のマニュアルの作成状況等を注視し、地元獣友会、警察と連携を深め、対応してまいります。

情報ネットワークについては、国から求められている地方公共団体情報システムの標準化等に本年度中に対応するため、総合行政情報システムの環境設定や移行作業などを行ってまいります。また、町民の利便性の向上を図るため、自治体DXの取組を推進してまいります。

将来像の2点目は、「多彩な資源が輝き、活力と魅力にあふれるまち」であります。

はじめに、水産業についてであります。

漁業については、昨年、沖合漁業の主力であるサンマが、対一昨年度比2倍の水揚げ量となり、明るい兆しが見えたところですが、水産関連産業においては、依然として厳しい状況に変わりはありません。

このような状況の中、今後も安定的な水産物の生産を維持するため、厚岸漁業協同組合と連携し、カキ、アサリ、昆布等沿岸漁業の資源管理や増養殖を推進するとともに、赤潮により被害を受けた漁場の回復に向けた取組に対する支援を継続してまいります。

筑紫恋の釧路管内水産種苗センターで行われているウニの陸上養殖実証試験については、本町における将来の新たな漁業の創出に向け、関係機関との協議及び必要な支援に努めてまいります。

漁港整備については、厚岸漁港における航路浚渫及び高潮対策として実施される湖北・湖内地区の岸壁嵩上げ事業等の着実な推進、床潭漁港における泊地の静穏域確保に向けた外防波堤の早期着工及び航路・泊地浚渫等を引き続き国と北海道に要請してまいります。

また、国が推進する漁村の人々が、海や漁船に関する地域資源の価値や魅力を活用して所得機会の増大等を図る取組である海業については、厚岸地域での可能性について関係機関と協議を行ってまいります。

海岸保全対策については、対策が必要とされる箇所の早期着工を引き続き北海道に要請してまいります。

カキ種苗センターについては、カキの飼育及び藻類培養の各設備を適切に運用し、カキ種苗の質を高め、種苗生産拠点としての役割を引き続き担ってまいります。

また、海洋環境の変化に対応した養殖技術や水質状況を生産者と情報共有するとともに、安心して生産活動に取り組めるカキ養殖システムの確立に向けた体制構築を図ってまいります。

次に、農業についてであります。

昨年は、北海道の生乳生産目標が1%増で設定され、生産抑制から脱却への動きがありました。消費は依然として低迷しており、個体販売価格の下落や飼料など資材価格の高止まりが酪農経営に大きな影響を及ぼしています。

今年度も北海道の生乳生産目標は微増で設定され、加工原料乳補給金も微増と、明るい要素もありますが、生産コストの増を補うまでに至らず、依然として厳しい状況にあることから、北海道酪農振興町村長会議等による中央要請のほか、農業協同組合をはじめ、関係機関との連携を強化し、必要な施策を講じてまいります。

農業生産基盤については、道営事業による太田・片無去地区営農用水施設更新事業の継続実施やJA釧路太田、JA浜中町への各種農業機械の導入を支援してまいります。

飼料自給率の向上については、道営草地整備事業の継続により、良質な粗飼料の安定確保に努めてまいります。

担い手対策については、新規就農希望者誘致に向けたイベントへの出展や、町内小学校における酪農体験学習を通じ、酪農の魅力を発信してまいります。

家畜防疫については、厚岸町家畜自衛防疫協議会との連携による予防注射や各種検査を支援とともに、防疫対策の意識啓発に取り組んでまいります。

町営牧場については、より適正な預託牛の育成・管理を図るため、繁殖管理成績の向上と円滑な入退牧などの利用ニーズに対応してまいります。

また、ふん尿処理体制の充実に向け、処理施設の更新整備を継続してまいります。

鳥獣被害対策については、放牧地への電気柵設置を継続し、被害の防止に努めてまいります。

次に、林業についてであります。

町有林の整備については、安定した事業量を確保し、林業就業者の雇用を図るとともに、持続可能な森林保全を推進するため、計画的な森林施業を進めてまいります。

私有林の整備については、厚岸町森林組合と連携し、民有林振興対策事業と森林環境譲与税を活用した補助制度を継続してまいります。

担い手対策については、引き続き森林整備担い手対策推進事業などを支援するほか、関係機関と連携し、林業就業者の育成・確保に努めてまいります。

町民の森植樹祭については、地域ぐるみの森づくり事業として、引き続き支援してまいります。

森林資源の利用については、町有林施業による林地残材を堆肥センターの水分調整剤などに活用するほか、温水プールにおける木質バイオボイラーの燃料としてパルプ材を活用してまいります。

路網の整備については、道営事業により別寒辺牛2号線の整備を継続してまいります。

きのこ菌床センターについては、国内のしいたけ販売価格の低迷や燃油高騰など、生産者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、種菌メーカーと連携した製造技術の修習や生産経費の見直しにより、良質な菌床の安定供給に努めてまいります。

また、生産者への優良な情報提供を行うとともに、菌床料の減額措置を継続してまいります。新規生産者誘致については、地域との連携による研修体制支援や菌床の無償提供を継続してまいります。生産者の組織化については、地域生産者の一体化に向けた意見交換の場を設けるなど、必要な支援を行ってまいります。

次に、商工業、観光、雇用についてであります。

商工業については、依然としてエネルギーや食料品価格等の高騰が続いていることから、引き続き商工業者の事業継続と町民の生活支援を図るため、第6弾となる「がんばろう厚岸応援券」を発行いたします。

中小企業の振興については、厚岸町商工会や金融機関と連携し、融資制度や設備投資への支援制度の活用を促進するための周知を行うなど、厚岸町中小企業振興計画に基づく各種取組を進めてまいります。

また、特産品等開発支援制度のさらなる利用促進を図り、ふるさと納税返礼品にも繋がる魅力ある特産品開発を支援するとともに、各種催事において特産品のPRを展開してまいります。

観光については、国内旅行や訪日外国人旅行がコロナ禍以前の状況に戻りつつある中、厚岸霧多布昆布森国定公園などの地域資源を活用した魅力ある観光地づくりを進めるため、厚岸町観光振興計画に基づき、厚岸観光協会や関係機関と連携し、自然や食、歴史・文化を活用した特色ある観光事業を展開してまいります。

また、令和6年度に阿寒インターチェンジから釧路西インターチェンジまでが開通した道東自動車道の利用・誘客促進キャンペーンを近隣市町村とともに実施してまいります。

厚岸味覚ターミナル・コンキリエについては、総合観光雑誌「北海道じやらん」の道の駅ランキング・飲食部門において、全道127駅中、14年連続1位を獲得するなど、観光中核拠点施設としての役割を果たしてきました。

来館者数や売上げは、コロナ禍以前を上回る状況になってきておりますが、依然として物価高騰の影響は大きく、経営を圧迫していることから、引き続きマスメディアによる情報発信を行うほか、地場産品を活用した食の提供や厚岸の魅力発信に取り組んでまいります。

また、施設の適切な維持管理を図るため、魚介市場冷蔵ショーケースとレストランのエアコンを更新するほか、新たに整備した電機自動車用充電設備の供用を開始いたします。

このほかの観光施設については、訪れる皆さんにとって利用しやすい環境を整えるため、子野日公園内電線の地下埋設や藤棚の拡張を行うほか、原生花園あやめヶ原園内の整備を進めてまいります。

雇用については、町内就業を促進するため、ホームページやIP告知情報端末による町内求人情報の公開と、ハローワークとの連携による求職・求人情報提供サービス、事業者が雇用を維持するための各種制度の周知を引き続き行ってまいります。

また、厚岸町雇用対策連絡会議を通じ、町内の企業や団体、厚岸翔洋高等学校と新規採用などの雇用対策に関する情報の共有を図るほか、町内事業所への就職を促進するため、企業説明会を開催いたします。

このほか、専門技術の習得や季節労働者の通年雇用を促進するため、釧路地方職業能力開発協会などと連携し、各種研修機会の提供を行ってまいります。

労働環境の向上については、子育てや介護と仕事を両立し、安定して働くことができる職場づくりを促進するため、事業者等に対し、働きやすい環境整備のための制度の情報提供を行ってまいります。

将来像の3点目は、「みんな笑顔で健やかに、つながり支え合うまち」であります。

子ども・子育て支援については、今年度を始期とする第3期厚岸町子ども・子育て支援事業計画の基本理念に基づき、引き続き子どもを安心して産み育てることができるまちづくりを推進するとともに、支援の充実を進めてまいります。

幼児教育・保育については、感染症対策や熱中症防止など、児童の安全確保を図るとともに、保育所における全ての子どもの保育料と食材料の無償化及び幼稚園に対する副食費の助成を継続いたします。

また、妊娠前から子育て期にわたる包括的支援の取組については、不妊治療費用の自己負担に対する助成制度や妊娠・出産等の支援の継続のほか、子育て応援アプリによる情報提供、出産祝金10万円の支給、子育て世帯の外出支援するハイヤー券の交付、ファミリーサポート利用料の助成、子育てお助けブックの配布、妊婦健康診査通院費の助成など、本町の独自事業を継続することで、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とした切れ目のない支援を進めてまいります。

福祉医療制度については、子育て家庭への経済的支援として、高校生までの医療費無償化を継続いたします。

町民の健康推進については、第3期みんなすこやか厚岸21で掲げた「幼児のむし歯が多い」、「成人の喫煙率が高い」、「塩分摂取量が多い」の三点の重点課題をはじめ、各分野ごとに設定した目標値の達成と、さらなる健康意識の向上のため、本計画に基づく取組を推進してまいります。

食育の推進と自殺対策については、地域特性や地域事情に合わせ、関係機関・団体等と連携した取組を引き続き推進してまいります。

保健予防については、町民一人ひとりの命と健康に関わる分野であり、生活習慣病の予防と疾病の早期発見のため、がん検診や特定健康診査、後期高齢者の生活習慣病検診

の受診の必要性と制度の周知のほか、早期から健康意識を醸成するため、19歳から生活習慣病健診及び保健指導を行い、町民の健康維持を推進するとともに、近年の環境や社会情勢の変化に伴う新たな健康課題に対して、町民への情報提供や相談対応などに努めてまいります。

また、日常生活に支障を来すおそれのある帯状疱疹や高齢者肺炎球菌については、定期予防接種の対象年齢に係る、リスクの高い65歳以上の方へのワクチン接種費用に対する助成を進めてまいります。

感染症対策については、重症化リスクの高い子どもや高齢者への感染予防を進め、今後も流行期における迅速かつ適切な情報提供や対応に努めるとともに、流行の拡大を防ぐため、町内の医療機関や関係機関で構成する感染症情報共有連絡会議を通じ、各種感染症に対する危機意識の高揚と予防接種の勧奨を行ってまいります。

次に、病院事業についてであります。

町立厚岸病院は、町民の命と健康を守り、誰もが安心して生活できる地域社会を支える中核的な医療機関として、信頼される安心な医療の提供と、患者とともに進める患者目線の地域医療を推進してまいります。

診療体制については、本年4月から新たに1人の常勤医師を迎へ、4人体制となる予定の内科、外科及び小児科の基本診療と釧路市内の総合病院との連携による整形外科及び脳神経外科の定期診療を行うほか、24時間救急と人工透析の医療提供体制を維持してまいります。

病棟体制については、急性期から慢性期までの様々な病態の患者の受入に対応とともに、高度医療や専門治療が必要とされる患者には、釧路市内の総合病院などへの適切な紹介を速やかに行ってまいります。

医療従事者の確保については、この地域で必要とされる医療を維持するための最重要課題であり、常勤医師のほか看護師及び薬剤師の確保にも全力で取り組んでまいります。

病院経営については、人口減少などにより患者数が減少する中で、医業収益が減少となる一方、人件費や物価の高騰により費用が増加し、厳しい経営状況が続いていることから、町立厚岸病院経営強化プランに掲げた経営強化の取組により、経営改善に努め、公立病院としての使命と役割を果たしてまいります。

小児救急やドクターヘリ運航などの広域救急医療については、管内市町村や関係機関との連携により、その体制維持に努めるとともに、厚岸郡の救急医療体制についても、引き続き浜中町との協議を進め、連携して取り組んでまいります。

地域福祉については、第4期厚岸町地域福祉計画に掲げる目標を達成できるよう、厚岸町社会福祉協議会をはじめ、地域福祉に関わる機関や団体と連携した取組を行うとともに、本計画の計画期間が最終年度を迎えることから、さらなる福祉の進展を図るために、第5期計画を策定いたします。

また、家族介護者であるケアラーや複数の課題を抱える家庭への支援を一体的に行う重層的支援体制の整備に向け、事業の充実を図ってまいります。

高齢者福祉については、第9期厚岸町高齢者保健福祉計画に掲げる目標を達成できるよう、各種の事業や取組を推進してまいります。

また、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムの深化や推進に向け、医療機関や介護事業所をはじめとする関係機関との連携強化及び生活支援サービスの適切な運用や生活支援コーディネーターを中心とした地域の支え合う体制の充実を図るとともに、地域ケア会議を通じて、現状における地域課題を検討しながら、関係機関とのネットワークの構築を進めてまいります。

さらに、緊急通報システム事業やSOSネットワークをはじめとする地域の見守り体制の構築を推進するとともに、認知症サポーターなどの人材養成や認知症に対する理解を深めるための普及啓発を進めていくほか、高齢者の外出を支援する福祉交通回数券の充実と介護予防意識の向上を図る元気いきいき高齢者応援事業を引き続き実施いたします。

特別養護老人ホーム心和園と在宅老人デイサービスセンターについては、指定管理者との情報共有を図り、継続的かつ安定的な管理運営と入居者・利用者の安心に資するため、引き続き施設の適切な維持管理を行うほか、感染症対策や防災対策に努めるとともに、第三者評価事業を実施してまいります。

また、老朽化した特別養護老人ホーム心和園等の整備は、基本構想を踏まえ、整備計画に向けた検討を進めてまいります。

介護老人保健施設ここみについては、超高齢社会を支える重要な役割を担う施設として、入居者自らの力で日常生活を送ることができるよう、リハビリを中心としたサービスの提供と安定した施設運営に取り組んでまいります。

障がい福祉については、本年度を始期とする第6期厚岸町障がい者基本計画と第7期厚岸町障がい福祉計画に基づき、訪問入浴サービス事業や日中一時支援事業など、障がいのある人の地域での生活支援や、自宅で常時介護する家族への支援などを引き続き実施するほか、経済的負担の軽減を図るために、身体障害者手帳の交付申請などの各種制度を利用する際に必要となる診断書等の取得費用や身体障害者手帳の交付対象とならない難聴者の補聴器購入費用に対する助成制度を継続してまいります。

また、障がいのある人などが安心して暮らしていくよう、事業者や関係機関・団体と連携し、ノーマライゼーションの普及・浸透を進めてまいります。

国民健康保険については、被保険者の健康の保持増進を図るために、特定健康診査の受診の必要性の周知と被保険者の行動変容を促す受診勧奨を継続するほか、医療機関と連携した、みなし健診等による未受診者対策を実施し、疾病の予防と早期発見、特定保健指導や早期治療による医療費の抑制を図るとともに、国民健康保険税の適正な課税と収納率の向上に努め、安定した事業運営を行ってまいります。

介護保険制度については、第9期介護保険事業計画に基づき、介護サービス利用者が適正なサービスを受けることができるよう、引き続き介護サービス事業者との連携に努めるほか、介護保険料に係る低所得者の軽減措置を継続するなど、適正な保険運営と円滑な制度運用に努めてまいります。

保健福祉事業については、要介護度の高い高齢者を介護する家族の経済的負担を軽減するため、紙おむつなどの介護用品購入給付券を交付する在宅介護用品給付事業や介護予防と筋力維持を図る貯筋健診事業を引き続き実施してまいります。

介護人材の確保については、介護資格取得費用に対する助成制度や、町内居宅介護支

援事業所において不足している介護支援専門員の確保を図るため、奨励金制度を継続してまいります。

生活保障と自立支援については、個々の生活相談に適切に対応し、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度などの各種制度に繋げるなど、生活実態に即した支援に努めてまいります。

また、低所得の高齢者世帯、ひとり親世帯を支援するため、福祉灯油等購入助成事業の制度を継続してまいります。

将来像の4点目は、「未来を切り拓く力を育み、豊かな人間性にあふれるまち」であります。

教育委員会と連携し、新たな厚岸町教育大綱に基づき、教育環境の充実を図ることは私の重要な使命であります。総合教育会議を通じ、教育委員会と十分な意思疎通を図り、地域の教育課題や、るべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進してまいります。

そこで、私に関する教育行政について申し上げます。

学校における教育環境の充実については、児童生徒の継続した学びを保障するため、安全・安心な学校生活を送ることができるよう、感染症対策や熱中症対策などの健康的な学習環境の充実に努めてまいります。

また、厚岸小学校のトイレ改修と真龍中学校体育館のLED照明改修、校務支援端末の更新を行います。

就学支援については、保護者負担を軽減するため、学校給食費の無償化や一部教材購入費の全額公費負担、修学旅行経費の半額助成、経済的理由による就学困難な児童生徒の保護者への援助費の一部支給を引き続き実施してまいります。

また、厚岸翔洋高等学校については、通学バス定期券購入助成のほか、新たに若潮寮入寮者に対する寮費の一部を助成するとともに、入学志願者確保のため、学校と連携して道内外へ積極的に周知してまいります。

生涯学習の推進については、引き続き姉妹都市のオーストラリア・クラレンス市と友好都市の山形県村山市との交流事業を推進し、友好の絆を一層深めてまいります。

文化財保護については、アッケシソウ栽培地におけるより良い生育状況を目指して、地盤改良を図るとともに、引き続き自生地の保護・増殖の研究及び町民を対象とした学習会を実施してまいります。また、自生地である岡山県浅口市との情報交換や学校間交流についても推進してまいります。

スポーツの推進については、健康維持や運動促進、競技能力向上のため、温水プールの通年開館して、その利用拡大を図るほか、多目的屋内スポーツ施設等の利用促進を図るとともに、スポーツ合宿のさらなる誘致を進めてまいります。

将来像の5点目は、「多様なつながりにより、共に生き、共に創り上げる持続可能なまち」であります。

広報活動については、広報あっけしや町要覧、ホームページ、SNSにより、町民の皆さんの暮らしに役立つ情報や町内の話題などを発信するとともに、広聴活動では、町民の声を広く取り上げ、町民参加による協働のまちづくりを促進してまいります。

庁舎の利用については、来庁者の利便性向上を図るため、見やすく分かりやすい案内

表示と適宜の情報提供に努めてまいります。

自治会活動については、自治会への各種補助制度と地域担当職員制度による支援を継続してまいります。また、コミュニティー活動の拠点施設である集会施設については、適正な維持管理に努めるとともに、門静地区集会所の屋根改修及び塗装を行います。

人権意識の啓発については、町民に人権への理解を深めてもらうため、人権擁護委員や釧路地方法務局と連携して、啓発活動や人権教室を実施するとともに、特設人権相談の実施を支援してまいります。

また、お互いの個性や多様な生き方が尊重される共生社会の実現を目指すため、性的マイノリティである方を婚姻に相当する関係と自治体が認め、証明書を発行するパートナーシップ宣誓制度を開始いたします。

交流活動については、友好都市の山形県村山市との様々な分野における交流を引き続き実施するほか、姉妹都市のオーストラリア・クラレンス市との交流の促進を図ってまいります。

移住・定住については、各種支援制度の継続と、都市圏へのイベント出展など、効果的な情報発信を進めるほか、町民の安住促進や結婚支援、さらには町民との移住検討者の交流を推進するための登録制度を創設するとともに、交流会やワークショップを開催いたします。

地域おこし協力隊については、新たな募集を行うとともに、引き続き定住を支援してまいります。

次に、行政運営についてであります。

行政組織機構については、これまでその時代に合わせた見直しを行ってきましたが、人口減少が進む中、社会教育の変化や多様な町民要望に対応するため、限られた人員での効果的な配置と専門的かつ高度な職務遂行能力を身につけた職員、いわゆる「人財」の育成が肝要であります。

そのため、本年度から新たな計画期間を迎える厚岸町職員定員管理計画の確実な実行と厚岸町職員人財育成基本方針に基づく職員研修の充実に努めるとともに、人事評価制度の適正な運用を図るほか、職員の定年年齢の引上げにより、高齢期職員の豊富な知識、経験等を最大限活用するとともに、次世代に承継する機会を創出し、限られた人員で最大の効果を發揮できる組織を構築してまいります。また、職員の働き方改革を推進するため、事務事業の見直しや効率化に取り組んでまいります。

次に、財政運営についてであります。

令和7年度予算編成に当たり、その基本となる国の地方財政計画では、社会保障関係費や人件費の増加などが見込まれる中、地方公共団体が住民のニーズに的確に応えつつ、様々な行政課題に対応し、安定的な行政サービス、財政運営を図ることができるよう、地方交付税を1.6%増とするなど、必要な一般財源総額を確保する内容となっています。

こうした状況を踏まえ、令和7年度の一般会計予算案は約110億5,200万円で、前年度に比較して13.1%、約16億6,700円の減であります。

歳入予算について、町税は、主に個人町民税の増額を見込み、約11億8,600万円を計上、ふるさと納税による寄附金は、前年度に比較して1億円増の12億円を計上していま

す。

ふるさと納税については、町の貴重な自主財源として、様々な施策の実施に有効活用しており、今後も寄附者の満足度向上を図り、関係人口の創出・拡大につなげるため、より一層の返礼品の充実や積極的な町のPR活動などを行うとともに、企業版ふるさと納税の拡大にも取り組んでまいります。

普通交付税は、国が示した算定方法や公債費歳入額を加え試算し、前年度に比較して約5,600万円増の約35億4,600万円を計上しています。

歳出予算について、投資的経費は、前年度に比較して約20億8,600万円減の約22億1,500万円、人件費は、前年度に比較して約800万円増の約21億2,100万円、公債費は約6,000万円増の約10億5,400万円を計上しています。一般会計からの特別会計と企業会計への繰出金等は約10億7,000万円を計上し、一般会計と4つの特別会計及び3つの企業会計を合わせた当初予算案の合計は約169億6,700万円で、前年度に比較して9.6%、約18億1,000万円の減であります。

また、一般会計の收支不足分は、前年度に比較して約300万円の約12億6,000万円で、同額を基金から取崩し、収支の均衡を図っています。

町財政については、多様化する町民ニーズや重点課題に対応するため、これまで可能な限りの施策を講じてきた反面、今後は人口減少が加速することに加え、近年の大型事業実施に伴う多額の町債発行により、向こう数十年にわたる公債費の大幅な増加が避けられず、さらには物価の高騰、人件費の増加、金利の上昇など避けがたい歳出の増加に直面し、難しい財政運営が迫られており、このままでは新規事業の実施はもとより、既存の町民サービスを維持することさえも危ぶまれる局面を迎えることが確実視とされます。

このような中、本年度は、第6期厚岸町総合計画・後期行動計画の開始年度であり、計画に掲げた「めざすまちの姿」の実現に向けて重要な年であります。

このためには、将来を見据え、乗り越えなければならない課題を的確に把握し、ふるさと納税のさらなる推進や新たな財源確保を図ることはもとより、人件費や扶助費等を含めた経常的経費の抜本的見直し、町有施設等の最適化など、長期的な視点を持って進めなければなりません。

未来への投資は、健全な財政運営があってこそはじめて可能となります。そのためには、今後予定される大型事業を進めるにあたり、これまでにない大胆な行政改革に取り組む必要があることに留意しつつ、将来にわたって持続可能で安定的な財政運営を推進してまいります。

以上、令和7年度の町政を執行するにあたって、基本姿勢と主要な施策の概要について申し述べました。

私は、平成13年、北海道議会議員から厚岸町を思う熱い心を持って町長に就任し、6期目を迎えていますが、その任期も本年7月12日をもって満了となります。

この間、時代の潮流が大きく変化する中で、さまざまな局面を迎えましたが、常に厚岸町の発展と町民一人ひとりの幸せを目指して、町政の執行に当たってまいりました。

また、町議会議員各位や町民の皆さんのご支援とご協力をいただき、今日を迎えることができているその恩を忘れることなく、期待に応えてまいりました。任期も残すとこ

る4か月余りとなりましたが、愛する郷土を将来世代に繋げていくために、新時代の創造に向かって“あっけし”の未来を切り拓く決意の下、最後まで全力を尽くすとともに、その思いを成し遂げてまいります。

町議会議員の皆さん、そして町民の皆さんの一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、令和7年度の町政執行に当たっての私の所信といたします。

ご清聴ありがとうございました。

●議長（大野議員） 次に、教育長に教育行政施行方針の説明を求めます。

教育長。

●教育長（滝川教育長） 令和7年厚岸町議会第1回定例会の開会に当たり、教育委員会が所管する行政の執行について、その方針を申し上げます。

国は、第4期教育振興基本計画において、将来の予測が困難な時代における持続可能な社会の創り手の育成及び個人や地域社会が幸せや生きがいを感じられる良い状態を目指す日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上を示しました。

また、北海道は、幼児期から安心して質の高い教育を受け、生涯にわたって学び続けることができる環境を整え、夢や希望へのチャレンジを応援する北海道づくりを目指す新たな北海道総合教育大綱を令和7年度から開始します。

本町では、本年4月からスタートする第6期厚岸町総合計画後期行動計画において、目指す町の姿である「みんなの“あっけし” 新時代の創造に向かって」の実現に向け、調和を図りながら厚岸町の新時代を切り拓き、町民誰もが心から誇りを持てるまちづくりを目指すこととしました。

教育委員会といたしましては、国や道の動き、町の方針を踏まえつつ、厚岸町教育大綱の基本理念を柱に、本町が持つ豊かな資源を家庭教育、学校教育、社会教育、それぞれの場で効果的に活用し、生涯を通じて学び続けることができる環境の下、持続可能な社会づくり、地域づくりを担う人材の育成に向け取り組んでまいります。

教育行政の執行にあたりましては、第6期厚岸町総合計画や厚岸町教育大綱を基に、関係部局や関係機関との連携を深めながら、所管する施策を推進してまいります。

次に、本年度の主要な施策について申し上げます。

第1は、管理課・指導室所管事項についてであります。

学校教育におきましては、学習指導要領の理念及び趣旨を踏まえ、学校・家庭・地域・関係機関の連携を基盤とした安全・安心な教育環境のもとで、組織的かつ計画的に組み立てられた教育課程を実施するため、次の5つの重点に取り組んでまいります。

重点の1は、「確かな学力の育成」についてです。

基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身につけさせるとともに、これらを活用して新たな課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むことについて申し上げます。

1点目は、個別最適な学びの推進です。

児童生徒一人一人が学習の主体となって、学びを進め、全ての児童生徒が目標を達成できることができるよう少人数指導やチームティーチングを行いながら、児童生徒一人

一人に応じた効果的指導・支援に努めてまいります。

2点目は、協働的な学びの推進です。

学びの課程の中で仲間と共に問題を解決したり、互いの考えを深め合ったりする学習を通して、お互いの感性や考え方につれ、個の学びが集団の中の良さとして生かされながら、多様なものの見方や考え方を育むとともに、互いに高め合う風土の醸成に努めてまいります。

3点目は、ICTの積極的活用と授業改善です。

タブレット端末は、教科書・資料としての活用、ノートとしての活用、意見を共有するための活用、情報を蓄積するための活用など、様々な場面で学習用具として使用されております。授業におけるより有効な活用法、特に児童生徒が探求的な学習の中で収集した情報を整理・分析し、そこから明らかになった自分の考え方や意見をまとめ発信する場面での使用方法について研修を行いながら、教師の指導力の向上と授業改善に努めてまいります。

また、ICTを学習用具の一つとして効果的に活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指した授業改善を進めてまいります。

重点の2は、「豊かな心の育成」についてです。

夢や目標に向かって主体的に考え、判断し、行動するたくましい心と、人や社会と協調して共に生きるしなやかな心を育むことについて申し上げます。

1点目は、道徳教育の充実です。

道徳的価値について、問題意識をもち、自分との関わりで考えたり、他者の多様な考えに触れたりしながら自己の道徳的価値を磨き、自尊心や規範意識を高め、自分を見つめ、生き方について深く考える機会としての道徳科の授業改善を進めるとともに、日常的な指導を通して道徳的実践力の向上を図ってまいります。

また、保護者との連携を図り、児童生徒に基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和の取れた発達を育成するための情報提供や啓発を行ってまいります。

2点目は、生徒指導の充実です。

いじめや不登校等、生徒指導上の諸課題に関して、学びの保障や安心して学べる環境整備、健全育成の観点から、教職員の共通認識の下で、適切な児童生徒理解と組織的な対応を行い、関係機関と連携しながら、未然防止と早期発見・早期解決に努めてまいります。

3点目は、読書活動の充実です。

厚岸町学校図書館ガイドラインをもとに推進している学校図書館の運営体制についての検証を行うとともに、厚岸情報館と学校図書館との連携を強め、厚岸町の図書環境を生かした読書活動を推進してまいります。

4点目は、情報モラル教育の充実です。

日常的にインターネットでSNS等を使用する児童生徒がモラルと節度をもって行動し、トラブルに遭遇しないよう、個人情報の保護や人権侵害、著作権の理解など、ルールやマナーに対する理解を深め、相手を尊重した行動ができるよう指導を継続するとともに、児童生徒が学校や社会の問題について主体的に考える場を設定してまいります。

重点の3は、「健康な体の育成」です。

生涯にわたって豊かで充実した社会生活を送るための土台となる健康な体を育むことについて申し上げます。

1点目は、健康の維持・体力の向上です。

新型コロナウイルス感染症の影響による運動機会の減少や部活動・少年団活動に参加する児童生徒の減少などから、近年、児童生徒の体力は低い状況にあり、新体力テストの結果から、特に短距離走や持久走が全国に比べて低い傾向にあります。体育の指導の中で、俊敏性や持久力を高める基礎運動を継続的に取り入れるなど授業改善を図ってまいります。

また、体力に関する意欲の向上を図るために、校内での環境整備や啓発を行うほか、運動習慣の実施など運動機会の確保を図り、体力の向上に努めます。併せて自分の健康や体の成長に目を向けるための保健指導の充実を図ってまいります。

2点目は、食育の充実です。

栄養や食事についての正しい知識が身につくよう、給食指導や栄養教諭による学習等、食に関する指導の充実を図るとともに、地元食材を使った「ふるさと給食」を通して、食生活を支える環境についての理解を深めてまいります。

また、児童生徒の食物アレルギーについて、保護者及び学校と情報共有をしながら対応し、安全・安心な給食の提供を継続してまいります。

重点の4は、「ふるさとキャリア教育の推進」についてです。

地域への理解と愛情を深め、地域づくりに積極的に関わり、学んだことを積極的に表現しようとする態度を育むとともに、郷土に誇りと愛着を持ち、社会における自らの役割や将来の生き方を主体的に考え、行動する力を育むことについて申し上げます。

1点目は、ふるさと教育の推進です。

厚岸町の豊かな自然環境や地域の産業・文化に関する理解を深めるふるさと教育を継続するとともに、自分を取り巻く周辺環境に着眼し、疑問や課題を見つけ、体験したり、調べ考えたりしたことをまとめ・表現する探求的な学びの過程を通して、ふるさとの関心と理解を深め、大切にしようとする心情を育んでまいります。また、探求的な学びの中で学んだことや、そこから明らかになった自分の考え方や意見を他地域の学校等に積極的に発信する教育活動を推進してまいります。

2点目は、キャリア教育の推進です。

児童生徒が学習や活動の内容を記録し、自己の成長を振り返りながら、将来への目標が持てるようキャリア・パスポートの活用を継続してまいります。

また、地元企業交流会や職場体験を継続するとともに、企業による出前授業を活用しながら、児童生徒の社会的・職業的な自立に向けて必要な能力や態度を育んでまいります。

重点の5は、「今日的な教育課題」についてです。

社会情勢や教育改革、地域の課題等に対応する教育の推進と学びの機会を保障し、質を高める教育環境の整備について申し上げます。

1点目は、不登校等の児童生徒への教育支援です。

不登校または不登校傾向の児童生徒の居場所づくりや学習支援として、校内教育支援

ルームや町内教育支援センターの取組の工夫・改善、オンライン授業による自宅での学習など、社会的自立に向けて連続した学習ができるよう教育環境の充実を図ってまいります。

2点目は、ICTを活用した教育支援です。

タブレット端末を家庭学習に活用するほか、臨時休業や欠席で児童生徒が長期にわたって学校での授業を受けられない場合でも、自宅から授業に参加することなどができるよう、学びが継続できる取組を進めてまいります。

3点目は、特別支援教育の充実です。

特別な支援を要する全ての児童生徒に対して、よりよい教育支援ができるよう、道費負担職員の基準配置に加え、学級支援員の増員配置による人的支援を継続してまいります。また、教員の特別支援教育についての理解が深まるよう、特別支援免許講習の受講促進や研修内容の情報共有を進めてまいります。

4点目は、防災教育の充実です。

児童生徒を取り巻く環境に内在する危機に適切に対応するために、各校の危機管理マニュアルの点検と見直しを行ってまいります。また、防災意識を高めるために町の防災訓練に参加し、児童生徒や教職員の防災意識の向上を図ってまいります。

5点目は、暑さ対策です。

熱中症を防止するため、熱中症対策ガイドラインに適切に対応するとともに、校内に一時的に涼むことができるクールダウンスペースを設け、安全・安心な教育環境を整えてまいります。

6点目は、教育環境の充実です。

児童生徒の継続した学びを保障するため、安全・安心な学校生活を送ることができるよう、健康的な学習環境の充実に努めてまいります。また、厚岸小学校のトイレ改修のほか、真龍中学校屋内運動場の照明をLED化し、学校施設の充実を図ってまいります。

7点目は、地元高校への支援です。

厚岸翔洋高等学校通学バス定期券購入助成の継続するほか、新たに若潮寮入寮者への寮費の一部を助成し、保護者負担の軽減を図るとともに、入学志願者確保のため、厚岸翔洋高校と連携して道内外へ積極的に周知してまいります。また、小学校・中学校・高等学校の児童生徒間、教職員間の交流・連携を行い、厚岸翔洋高等学校の教育活動を支援してまいります。

8点目は、教員の働き方改革です。

児童生徒と向き合うため、教育委員会と学校が一体となり、働き方改革に取り組んでまいります。また、教員の業務負担軽減と効率化を図るため、校務支援端末を更新します。

9点目は、誰もが自分の意見や気持ちを安心して表現できる心理的安全性の確保です。

児童生徒や教職員が教室や職員室等において、心理的安全性を確保し、アイデアなどを発言・行動しやすい環境にするため、児童生徒対象の楽しい学校生活を送るためのアンケートや教職員対象のストレスチェックを実施するとともに、その結果を踏まえた取

組を進めてまいります。

第2は、生涯学習課所管事項についてであります。

生涯教育においては、生涯にわたり幅広い年代の全ての人が芸術や文化、スポーツ等に親しみ、学ぶことのできる環境を整備し、ウェルビーイングの実現に向け、次の5つの重点に取り組んでまいります。

重点の1は、「生涯学習事業の充実」についてです。

青少年の健全育成をはじめ、子育て世代や高齢者の生きがいづくりを支援するとともに、町民の皆さんの個性と教養が發揮され、その成果が生かされる生涯学習機会の充実について申し上げます。

1点目は、生涯学習事業の充実の提供です。

各種サークルや団体、関係機関と連携して各種講座を開催するとともに、生涯学習情報誌やSNS等を活用して情報発信に努めてまいります。

2点目は、体験活動の充実と青少年の健全育成です。

通学合宿での体験活動や生きがい大学等での世代間交流の充実を図るとともに、オーストラリア・クラレンス市や山形県村山市など、国内外における交流事業を推進し、物事を広い視野から多面的に考え、判断する力を身につけた人材育成を図ってまいります。

3点目は、芸術文化の振興です。

幅広い年齢層を対象とした芸術鑑賞の機会の提供に努めるとともに、町内文化サークルの活動や文化事業に対する支援を推進してまいります。

4点目は、部活動の地域移行の推進です。

先行して一部の部活動において実施した休日の地域移行の検証を踏まえ、全ての部活動における休日移行の実現を目指します。

重点の2は、「文化資源の保護と活用」についてです。

厚岸町が有する文化財及び海事・天文に関する文化資源の有効活用を図るとともに、その保存・普及・伝承に努める海事記念館事業について申し上げます。

1点目は、アッケシソウについてです。

人工栽培の結果を基に、栽培地の地盤改良を図るとともに、厚岸湖岸の自生地の踏査を実施するほか、町民を対象とした学習会や学校の出前授業など、アッケシソウに関する教育・研究活動を継続して取り組んでまいります。また、自生地でも岡山県浅口市との情報交換や学校間交流についても推進してまいります。

2点目は、博物館活動の推進です。

厚岸町の海事や郷土に関わる貴重な歴史資料の蓄積に努めるとともに、常設展示の充実や企画展を開催し、町民や観光客が厚岸町の歴史への理解を深める取組を推進してまいります。また、プラネタリウムについては、魅力ある番組の制作に努めるとともに、事業の充実や学校における学習等への実施など、施設を活用した取組を行ってまいります。

3点目は、文化財活動の充実です。

北海道指定文化財である屯田兵屋については、現況調査を行い、今後の活用を検討してまいります。また、町指定無形文化財厚岸かぐらについては、映像や音源のデジタル

化を行うなど、厚岸かぐら及びアイヌ文化の保存・継承を図ってまいります。

重点の3は、「図書・情報サービスの充実」についてです。

町民の皆さんのが個性と教養を磨くとともに交流を深め、多様な情報を取得できる拠点としての情報館事業について申し上げます。

1点目は、図書環境の充実です。

子どもの読書活動を積極的に推進していくため、読み聞かせボランティア団体や学校司書など関係機関と連携し、読書環境の整備、充実を図るとともに、第4次厚岸町子ども読書推進計画を策定してまいります。また、乳幼児から高齢者までの幅広い図書館サービスを実施するため、各種事業を推進し、町民の皆さんの生涯にわたる読書環境の充実に努めてまいります。

2点目は、図書館活動の充実です。

町民の皆さんの交流の場として親しまれる図書館を目指し、幅広い年齢層を対象とした作品の展示や絵画展などを開催し、施設を活用した事業の充実と環境づくりに努めてまいります。

3点目は、各種サービスの充実です。

町民の皆さんから寄せられた調べものや問い合わせにお答えするレンタルサービスの充実や、きめ細かなサービスとして、町内を巡回する図書館バスの運行を継続してまいります。

4点目は、電子図書館活用の推進です。

電子図書館の利用拡大を図るため、町内小中学校の児童生徒、教職員と連携した電子書籍の利用促進や郷土・行政資料の蔵書の充実と周知に努め、「いつでも・どこでも・だれでも」利用できる図書館を目指してまいります。

重点の4は、「健康や体力の保持増進」についてです。

運動に関する正しい知識や技術の普及に努めるとともに、気軽に健康づくりや体力づくりに取り組める環境を整えることについて申し上げます。

1点目は、講習会や事業の充実です。

幅広い世代の方が無理なく始められる種目を取り入れた各種の講習会や事業を開催してまいります。

2点目は、指導者研修の実施です。

町民の皆さんのがスポーツを健康的に楽しむことができるよう、スポーツ障害の防止や健康に関する講演会を開催するなど、競技者や保護者だけではなく、指導者のスキルアップについても支援してまいります。

3点目は、温水プール事業の充実です。

木質バイオマスボイラーの導入に伴い、通年開館し、施設機能を活用して幅広い年代に対応した各種水泳教室や水泳指導を開催、実施することで、町民の皆さんのが年間を通して楽しく、健康や体力の維持増進、泳力向上が図れるよう支援してまいります。

重点の5は、「スポーツの振興」についてです。

多くの町民の皆さんのがスポーツの価値や魅力を実感し、積極的にスポーツ活動に参加できる環境を整えることについて申し上げます。

1点目は、スポーツ施設の活用とスポーツ合宿の誘致です。

多目的屋内スポーツ施設をはじめ、町内の各施設を年間を通して活用いただけるよう情報発信に努めてまいります。また、町民の皆さんのがより高い競技レベルと接し、技術の向上が図られるよう、プロスポーツをはじめ、社会人や大学等のチームに対し、スポーツ合宿の誘致に努めてまいります。

2点目は、スポーツ事業の推進です。

多くの町民の皆さんにスポーツに親しんでいただけるよう、各スポーツ施設において魅力ある事業を開催してまいります。また、恵まれた自然環境を活用した海洋スポーツの普及に努めてまいります。

3点目は、スポーツ活動の支援です。

全国大会や全道大会などに出場する際の費用負担の軽減のため、スポーツ振興助成に基づく支援を引き続き実施するとともに、スポーツバスを活用し、保護者負担の軽減のため、練習等に参加する少年団員の送迎についても継続して取り組んでまいります。

以上、令和7年度の教育行政執行方針について申し上げました。

第6期厚岸町総合計画では、「めざすまちの姿」として5つの将来像を設定しました。

将来像の1つである「未来を切り拓く力を育み、豊かな人間性にあふれるまち」は、主に教育の分野が担います。教育の役割は人の育みです。ふるさと厚岸に誇りと愛着を持ち、魅力あるまちの担い手、豊かな地域社会の創り手となる人材を育むために、地域で子どもを育てる教育体制の構築と、教育環境の整備充実を重点課題として取り組み、各課が一体となって持続可能な生涯学習社会の実現を目指してまいります。

また、これらを実現するために、世界共通の目標である持続可能な開発目標（SDGs）と関連づけ、一体的な推進を図ってまいります。

教育委員会といたしましては、総合教育会議などで町長と相互の連携を図るとともに、学校や関係機関と密接な連携を図り、本町の教育・文化・スポーツの振興に最善を尽くしてまいります。

町民の皆さん並びに町議会議員の皆さんのお一層のご理解、ご協力を心からお願ひ申し上げます。

●議長（大野議員） 以上で、町政執行方針と教育行政執行方針の説明を終わります。

●議長（大野議員） 日程第7、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長） ただいま上程いただきました諮問第1号及び諮問第2号の人権擁護委員候補者の推薦について、その提案理由をご説明いたします。

現在、厚岸町では、人権擁護委員法第6条第1項の規定により、法務大臣から4名人権擁護委員が委嘱されておりますが、このうち森脇智亮委員と高橋美佐子委員が、本年6月30日をもって任期を満了することになります。

つきましては、同法同条第3項の規定により、厚岸町議会議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある両氏を当該委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

意見を求める委員の候補者を申し上げます。

はじめに、議案書1ページ、諮問第1号をご覧ください。

住所、厚岸郡厚岸町梅香2丁目43番地。氏名、森脇智亮。生年月日、昭和37年7月31日。森脇氏の学歴、職歴、公職歴については、次のページに記載しておりますので、参考に供してください。

次に、議案書3ページ、諮問第2号をご覧ください。

住所、厚岸郡厚岸町白浜1丁目164番地。氏名、高橋美佐子。生年月日、昭和33年4月22日。高橋氏の学歴、職歴と公職歴については、次のページに記載しておりますので、参考に供してください。

なお、任期は、同法第9条の規定により、令和7年7月1日から令和10年6月30日までの3年間であります。

以上、簡単な説明でありますが、ご承認くださるようお願いいたします。

●議長（大野議員） これより、諮問第1号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。

したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は、原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり適任とすることに決しました。

次に、諮問第2号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。

したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は、原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり適任とすることに決しました。

昼食のため、休憩といたします。再開は、午後1時といたします。

午前11時50分休憩

午後1時00分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

日程第8、議案第12号 令和7年度厚岸町一般会計予算、議案第13号 令和7年度厚岸町国民健康保険特別会計予算、議案第14号 令和7年度厚岸町介護保険特別会計予算、議案第15号 令和7年度厚岸町後期高齢者医療特別会計予算、議案第16号 令和7年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計予算、議案第17号 令和7年度厚岸町水道事業会計予算、議案第18号 令和7年度厚岸町下水道事業会計予算、議案第19号 令和7年度厚岸町病院事業会計予算、以上8件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました議案第12号 令和7年度厚岸町一般会計予算から議案第16号 令和7年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計予算について、お配りしております提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） 続きまして、議案第17号 令和7年度厚岸町水道事業会計予算、議案第18号 令和7年度厚岸町下水道事業会計予算の内容について、お配りしている提案理由説明書のとおりでございます。また、議案第17号は、令和7年度から水道事業及び簡易水道事業が1の公営企業会計予算となるため、前年度比較の数字の差について、簡易水道業が加わったことにより大きく見えることをご承知ください。

大変簡単な説明でございますが、ご審議いただき、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 続きまして、議案第19号 令和7年度厚岸町病院事業会計予算について、お配りしております提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） 本8件の審議方法について、お諮りいたします。

本8件の審議については、議長を除く11人の委員をもって構成する令和7年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本8件の審議については、議長を除く11人の委員をもって構成する令和7年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定しました。

本会議を休憩します。

午後1時04分休憩

午後1時08分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

日程第9、議案第20号 令和6年度厚岸町一般会計補正予算、議案第21号 令和6年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第22号 令和6年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第23号 令和6年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第24号 令和6年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第25号 令和6年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算、議案第26号 令和6年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第27号 令和6年度厚岸町下水道事業会計補正予算、議案第28号 令和6年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上9件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました議案第20号 令和6年度厚岸町一般会計補正予算から議案第25号 令和6年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について、お配りしております提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） 続きまして、議案第26号 令和6年度厚岸町水道事業会計補正予算（3回目）、議案第27号 令和6年度厚岸町下水道事業会計補正予算（3回目）の内容について、お配りしている提案理由書のとおりでございますので、ご審議のいただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 続きまして、議案第28号 令和6年度厚岸町病院事業会計補正予算（3回目）について、お配りしております提案理由説明書のとおりでござりますので、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） 本9件の審査方法について、お諮りいたします。

本9件の審議については、議長を除く11人の委員をもって構成する令和6年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本9件の審議については、議長を除く11人の委員をもって構成する令和6年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

本会議を休憩いたします。

午後1時12分休憩

午後1時16分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

日程第10、これより、一般質問を行います。

質問は、通告順によって行なっていただきます。なお、厚岸町議会会議規則第61条第5項の規定により、一般質問の時間は、答弁を含め60分以内となっております。5分前にはベルを鳴らし合図をいたします。

はじめに、7番、南谷議員の一般質問を行います。

7番、南谷議員。

●南谷議員 令和7年第1回定例会に当たり、4項目について一般質問いたします。

はじめに、港町3条通りと港町東5の通り、フクハラ駐車場前通りです。この通りや周辺の冠水対策についてお尋ねいたします。

昨年末や今年も1月8日から頻繁に道路側溝から海水が逆流し、道路一面が冠水しており、近隣住民は不安になり、通行車両も海水の中を走行しています。

昨年は、対応策の検討を進めるという答弁がありました。1年が経過し、冠水対策はどうようになったのか、お尋ねいたします。

港町湖岸通り岸壁等の改修の進捗状況についてです。

令和4年、流水が道路を越え、民家の玄関先まで押し寄せました。このとき、土のうの設置など応急処置は素早い対応で、近隣住民も感謝をしております。

今後の対応では、国の特定漁港漁場整備事業で岸壁のかさ上げ整備の中で、令和5年度は測量を実施されましたが、令和6年度の進捗状況と今後の改修計画内容を説明してください。

太田へき地保育所の休所について質問いたします。

休所に至る経過と今後、再開の見通しについて説明を求めます。休所に対する地域住民と保護者の意向についてお尋ねいたします。今後、受入先の対応は、万全を期すべきと考えますが、いかがでしょうか。

職員の名札、ネームプレートについてです。

表記は、名字のみとし、分かりやすい、見えるものにすべきと考え、質問いたします。

フルネーム表記は、インターネットやSNSの普及で、個人のプライバシーの侵害やカスタマーハラスメントの対象となることが予想されます。表記を名字のみとし、外国人も増加傾向にあることから、ローマ字表記を入れ、名字が分かりやすい表記にすべきと思います。現在の名札は字が小さく、首から提げていると揺れたり、机の下に隠れて見えませんし、写真も要りません。何か対策を講ずべきと考えますが、いかがでしょうか。

厚岸翔洋高校生徒募集に係る町の支援について質問いたします。

令和7年度当初の出願状況では、普通科が5名、海洋資源科は20名の少なさに驚いています。今年度募集への協力支援をされていますが、この結果をどのように捉えておりますか。また、今後、募集に向け、町として普通科と海洋資源科について、おののどのように支援されるのか。お尋ねいたしまして、1回目の質問といたします。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 7番、南谷議員のご質問にお答えいたします。

1点目の港町の冠水対策と港町湖岸通りの岸壁等改修整備についてのうち、（1）の「港町3条通りと港町東5の通りや周辺の冠水対策はどのようにになったか」についてでありますが、港町の冠水は、主に潮位が高い満潮時に低気圧が接近した場合に、厚岸湾及び厚岸湖の水位が上昇し、雨水吐口から海水が逆流して、雨水ますから溢れることが原因となっております。

このため、町では、冠水の早期解消に向けた対策として、雨水吐口から逆流防止装置など、様々な対応策を検討しているところで、港町地区にある雨水吐口7か所のうち、特に冠水の頻度が高い3か所について、試験的に逆流防止装置を設置したいと考えております。

次に、（2）の「港町湖岸通りの岸壁等の改修の令和6年の進捗状況と今後の改修計画内容について」でありますが、令和6年度は、護岸のかさ上げに伴う漁業利用の課題や背後道路とのすりつけ形状について、事業主体である国のほか、漁業協同組合及び町においても調整を行っており、国からは、今後、これらの調整が調い次第、設計を進め

る予定であると伺っております。

町といたしましては、今後も漁業協同組合と連携し、国に対して着実な事業の推進を要望してまいります。

続いて、2点目の太田へき地保育所の休所についてのうち、(1)の「休所に至る経過と今後の再開の見通し」についてであります、太田へき地保育所は、昭和41年に季節保育所として開設し、昭和60年からは通年開所のへき地保育所としてこれまで運営してきました。

令和6年度に太田へき地保育所に通所している児童数は3歳児が1名、5歳児が2名の計3名、令和7年度は新規入所がなく、児童が1名となるため、その児童の保護者に意向を確認したところ、認可保育所への入所を希望されています。

このため、令和7年度においては、太田へき地保育所に通所する児童がいないため、休所にする予定であります。

再開の見通しについては、へき地保育所は、入所する児童が1名の場合であっても職員配置の基準上、常時保育士が2名、休暇代替を含めると3名の保育士を確保しなければならないため、入所する児童が3名以上継続して通所できる場合と考えております。

また、令和7年度以降の地域からの入所の見込みは、当面3名以上はいない状況であり、保育所の再開は難しいと見込んでおります。

次に、(2)の「休所に対する地域住民と保護者の意向は」についてでありますが、令和6年12月5日に、太田自治会の役員などの方に集まつていただき、これまでの経過等を説明したところ、入所する子どもがいないこと、保護者が太田以外の保育所を希望していることから、休所はやむを得ないとご理解をいただいたところであります。

次に、(3)の「今後、受入先の対応は万全ですか」についてでありますが、数年前より太田へき地保育所としんりゅう保育所合同での遠足や、一緒に給食を食べるなど、交流事業を実施しており、受入先となるしんりゅう保育所での対応は問題がないと考えております。

続いて、3点目の職員の名札について、「フルネーム表記はプライバシーの侵害やカスタマーハラスメントの対象になることが予想される。また、外国人が増加する傾向にあることから、ローマ字を含め、大きく分かりやすい表記とし、見やすい位置についてはどうか」についてでありますが、職員の名札については、厚岸町職員服務規程に、

「職員は、その職を明確にするため、職務に従事する場合において、常に名札を左胸上部につけるか、首からつるさなければならない」と規定しており、現行の様式では、平成14年度から、職員であることの自覚を促すとともに、町民に対して責任の所在を明確にするため、顔写真入りで、所属、職名、氏名、振り仮名を記載することとしております。

近年は、他の自治体等で名札のフルネームや顔写真から個人を特定し、インターネット上の嫌がらせや誹謗中傷を受けるなどの被害が発生しているため、顔写真入りをやめ、氏名も名字のみとし、また、分かりやすくするため、平仮名表記へと変更している自治体があります。

当町としては、このような状況から、ご質問にあることを含め、名札の表記方法について、現在、検討しており、新年度から実施する予定であります。

私からは、以上であります。

4点目の質問については、教育長から答弁があります。

●議長（大野議員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 私からは、4点目の厚岸翔洋高校の生徒募集に係る町の支援についてお答えいたします。

はじめに、（1）の「募集への協力支援をしているが、出願状況の結果をどのように捉えているか」についてであります。令和6年度から厚岸翔洋高校への入学志願者確保のため、一般財団法人地域・教育魅力化プラットホームが主催する「地域みらい留学」事業へ参画し、全国からの生徒募集に係る取組のほか、文部科学省の指定を受けて実施した地域産業の持続的な成長を牽引する最先端の職業人材を育成する「マイスター・ハイスクール」の取組に関する情報やオンライン学校説明会実施などについてSNSで発信し、入学志願者確保に係る取組を支援してまいりました。

本年2月28日に北海道教育委員会が発表した公立高等学校入学者選抜に係る厚岸翔洋高校への出願状況は、推薦入学確約書提出者を含め、普通科と海洋資源科を合わせて27人で、前年度比で4人増となっており、そのうちの町内からの出願は横ばいとなっております。

また、町外からの出願では、「地域みらい留学」事業により厚岸翔洋高校へ興味を持った道外の中学生から出願いただいており、さらには「地域みらい留学」をホームページで厚岸翔洋高校の学校紹介をしたこともあり、道内の遠方からの出願が増加したところであります。この出願者のほとんどが海洋資源科への入学志願者で、海洋資源科に関しては一定の効果は見られたと考えております。

普通科に関しては、他校との差別化を打ち出すことができなかつたことから、結果として大変厳しい状況であったと考えております。

厚岸翔洋高校全体の入学者は微増したものの、普通科の出願状況は、北海道教育委員会の公立学校配置計画では、再編整備の対象となり得る数値であり、教育委員会といたましても普通科の存続について危惧しているところであります。

次に、（2）の「今後の募集に向けて、普通科と海洋資源科について、おのどのよう支援するか」についてであります。普通科は、個々の特性に応じた能力の向上を図るため、希望進路に応じた選択科目を設定しており、将来を見据えた学びの環境が十分あると考えております。

令和7年度において、厚岸翔洋高校普通科へ進学を希望する中学生は6名で、極めて少ないとから、町内外の中学生と保護者に対して、こうした学習環境が整っていることを知りていただくための周知を行い、入学志願者確保に向けての取組を支援してまいります。

また、海洋資源科は、漁業生産や資源管理、海洋・水産関連機械、食品加工・衛生管理、調理などの業務に携わる人を育成する専門学科です。

今年度は、町外からの入学志願者確保の取組に一定の効果は見られたところであります。引き続き専門知識を学ぶことができる学科があることを周知するほか、生産コースで

は、道東で唯一の漁業生産や資源管理など海洋に携わる人材を育成するコースであることから、近隣の海に面した町の中学校に対しても、厚岸翔洋高校はそういった環境が整っていることを積極的に周知し、入学志願者確保に向けての取組を支援してまいります。

町では、平成21年度から同高に通学する保護者の教育費負担軽減及び通学生徒の利便性向上を図る目的として、厚岸町高校通学バス定期券購入助成事業を実施し、令和5年度からは、学習用コンピューター端末を貸与し、支援しているところあります。

また、令和7年度からは、新たな支援として、若潮寮へ入寮する生徒の保護者負担軽減を図るため、本定例会でご審議いただきたく、令和7年度厚岸町一般会計予算において、寮費の一部を助成する予算を提出しているところであります。

厚岸翔洋高校では、令和7年度から厚岸町、町の関係機関、小中学校の関係者、保護者や地域住民で構成する学校運営協議会を設置し、これまで以上に地域の方々と連携して、学校運営に取り組み、「地域とともにある学校」に向けた方策についても協議するところです。この協議会でのご意見を参考にするなど、引き続き町ができるさらなる支援について検討してまいります。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 再質問いたします。

港町の3条通り及びフクハラ周辺道路の冠水対策でございます。

答弁にありました、私も雨水ますからの逆流の対策が喫緊の課題である。早期にこの逆流対策を講すべきだと考えます。答弁では、これらに向けて肅々協議・検討して進めるということでございます。しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

答弁の中で、頻度の高い3か所に逆流防止装置を設置されますが、この3か所の場所はどこなのでしょうか。それから、工法というのですか、逆流装置と言われたのですけれども、ストッパーをつけるのか、その内容について、まず説明をしてください。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

逆流防止装置を設置する場所につきましては、1か所目がイオン厚岸店とセイコーマート港町店との間の町道から厚岸湖へ真っすぐ行ったところが1か所目でございます。それから、2か所目が丸弘水産冷凍工場とその隣、丸弘水産厚岸物産事務所の間の町道から真っすぐ厚岸湖へ行ったところの雨水吐口。それから、3か所目がうえだ歯科医院とB&G海洋センターの艇庫との間から厚岸湖へ出る雨水吐口の3か所となります。

それと、工法につきましては、現在、雨水吐口から海水が逆流しないように逆流防止弁、それと逆流防止扉などで、現在そういうこと工法で検討している状況でございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 逆流弁は分かります。防止扉、自動なのでしょうか。扉というから、開閉式なのだろうと思うけれども、自動で圧がかかって、逆流するときには自動的に扉が閉まるという方法を今検討していると理解します。

それと、実はフクハラの前の2条通りも頻繁に冠水しております。この状況も、私の感じるところでは、フクハラの駐車場の東西に、2条通りの対策も急がれると思うのですが、この関係についてはどうなっていくのか。

さらには、7か所のうち3か所については、今そういう対応をされるということが分かりました。残り4か所はどうなるのでしょうか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

港町2条通りにつきましては、令和7年度にフクハラ側を起点としまして、延長約420メートルの改良舗装工事を予定しているところであります。またそのときに、道路の冠水対策としまして、車道を15センチから20センチ程度かさ上げする計画であります。

それと、残り4か所につきましては、今後、試験的に設置しました装置の冠水の効果を見ながら、4か所について設置するかどうか検討していきたいと考えております。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 港町の湖岸通り、岸壁等の改修でお尋ねさせていただきます。

令和6年度は、岸壁のかさ上げに伴う漁業利用や背後道路とのすりつけ状況について、事業主体の国と組合、厚岸町で調整を図ってきたということですから、形の上ではあまり町民に見えなかつたのは、私も分かりませんでした。でもそういうことを進めているということは理解をいたしました。

今後の整備計画でございます。私は、港町の冠水対策で、実は令和4年3月、それから昨年の3月、そして今回、この冠水対策につきまして3回目の質問でございます。俗に言う「仮の顔も三度」という例えがあります。それだけこの冠水対策に強い思いがあります。

それで、2点質問させていただきます。

まず1点目です。漁協窓口に浜の声を聴取することは当然でございます。漁協予算で解消していくということでございますから、当然だと思うのです。漁業者の声も聞かなければならぬ。ですけれども、町民や地域住民は不安に思っております。これらの声をもっと聴取し、計画に反映すべきと考えますが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） お答えいたします。

まず、漁港につきましては、漁業者がなりわいの場として活動するといった目的で整

備をするというのは、ご質問者もご理解されているということは、ご質問のとおりだと認識しております。直接の受益者である漁協や漁業者の要望が第一であるという部分はそのとおりなのですが、今回の整備計画、ある意味越波対策という部分では、防災・減災の視点からの事業も含んでおります。そういう意味で、近隣住民についても、計画の形が一定程度見えたところで、どのような形になるかは別として、地域住民の声も反映できるような何らかの方策、例えば、町としての意見募集であるとか、また、議会の中での説明になるのかも分かりませんけれども、そういう部分で地域住民の声も取り入れていけるような方策を考えてまいりたいと考えております。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 2点目です。私は、港町が冠水で住民が不安を感じない整備を希望しております。町は、現時点でのどのような整備構想をお持ちなのかはっきり分からぬのです。どういう方向に行くのか、年次も含めて、現時点での町の考えを説明してください。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 今まさに開発局の方とですね、協議をしながら進めてきておりますけれども、まず、第一義的には、漁業利用の視点からという部分、それから、その後ろの背後道路、町道とのすりつけの部分を各個別に調整しながら協議を行っているところです。漁業利用の視点からいくと、まず岸壁のかさ上げの高さをどのようにするかから始まって、前のほうを高くするのかとか、後ろのほうを高くするのかとか、形状をどういうふうにするのかとか、それから勾配の角度であるとか、それから、岸壁が前に出ることによって、漁港の埋立てにも関係してきますので、そういうたった漁場創出の部分の影響であるとか、漁港自体に取りつける各種防舷材であるとか係船柱であるとか、そういう細かな部分もどういうふうにしていくかというところを整備したまでの次の段階となるので、今まさにその部分を協議しているといったことが一つと。

あと、実際に岸壁を整備すると、かさ上げをした背後の道路とのすりつけ状況、例えば雨水であるとか砂だとかごみが町道に流れ込まないような対策をどのようにするのかとか、そういう部分を今、これは役場の建設課サイドも絡んできますけれども、そういう部分のすり合わせをしながら最終調整に入っているということでございます。

ただ、やはり漁業者と話をすると、いろいろな要望がございますので、一朝一夕には行かない部分も多々ございます。そういう部分を最大公約数の部分で調整して、使いやすい漁港を整備していくというふうに考えながら進めているところであります。

また、年次計画のご質問がありましたけれども、本当に概算の、協議がうまく調ったと仮定しての最速の工期的な部分でありますけれども、今まさにやっている地元関係の協議がまとまった暁には、次年度、令和7年度は構造計算のほうに移っていくというふうになっております。

それから、令和8年度につきましては、構造計算の完了を受けて、必要が出てくる

と、公有水面埋立の事務手続等も発生してまいります。そうなってきますと、議会の承認の必要も出てまいりますので、そういった一連の手續が完了した段階で、令和9年度からの整備事業の着手となっていくのかと考えております。これとて、地元協議の進捗次第では、さらに後年度にずれ込んでくるということも考えられますので、その部分についてはご理解をいただきたいと思います。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 太田へき地保育所の休所について再質問いたします。

現状、再開の見通しは厳しいということは分かりました。また、休所に対する太田地区的皆さんや保護者の意向を理解させていただきました。休所に至ることは誠に残念なことで、寂しい思いでいっぱいあります。

頼わくば、受入先の対応についてお尋ねをさせていただきます。

実質1名の転所でございます。いじめに遭ったり寂しい思いをしないか非常に危惧しております。通所されるお子さんが慣れるまで、楽しく通所できるような心配りが私は必要と考えますが、この辺についてはいかがなものでしょうか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

今回、太田へき地保育所では、2人が小学校に入学で、1人がそのまま通所可能ではあるのですが、子どもたちのいるしんりゅう保育所のほうに通うということで、来年度、通所者がいないという状況にあります。

ただいまいただきました、ご心配された件ですが、しんりゅう保育所のほうでは、既にゼロ歳から1歳、2歳の子どもたちの受け入れをしております。この中には、既に太田から来ているお子さんもいらっしゃるという中で、今回、該当する方は3歳児の方ですが、しんりゅうのほうに通うことになるという状況に対しては、当然先生たちも配慮しながら受け入れできるということと、これまで遠足ですとか給食と一緒に食べるといったような事業も行っておりますので、スムーズに利用していただけるのかと考えているところでございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 職員の名札、ネームプレートでございます。

答弁をお聞きいたしまして、さすが、打てば響く、素早い町長の決断、感服いたしました。プレートは、私は、大きすぎて仕事に支障が出るようなまずいと思うのです。町民が見て分かりやすい。また、名字が分かることで、町民との触れ合いというのですか、町民側にも親しみを覚えるようなプレートになっていただきたいと思います。

実施の予定、新年度からと言われたのですが、大丈夫でしょうか。

●議長（大野議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） 今、デザイン等、ほかの町村も見ながら、平仮名で大きく書いているところもありますので、この辺の内容を検討しながら、新年度には間に合う考えでおります。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 翔洋高校生徒募集に係る町の支援についてお尋ねいたします。

令和6年度の募集支援結果の評価につきましては、非常に詳しい答弁で、細かい答弁をしていただき、ありがとうございます。よく理解をさせていただきました。

昨日、国のほうでは、公立高校の無償化が閣議決定されました。ということは、こういう厚岸くらいの規模の高校には、ますます私は向かい風になってしまふのではないか、人気のある学校に生徒は目が行ってしまうのではないかと、無償化になることで、大きな町とか特色のある学校。そういう意味では、翔洋高校にも魅力のある学校づくりをしていかなければならないのではないか。むしろ逆手に取って、全国から厚岸町の翔洋高校に目を向けなければならない。そのために厚岸町としても最大限の支援をしていかなければ私はならないと思うのです。そんな思いでいるのですが。

先般、高校に出向いてまいりました。校長先生に私の思いを言いまして、先生の考えを伺ってまいりました。その中で、校長先生いわく、普通科と海洋資源科、この二つの科があることが大事なのだということを強調されました。今の国や道の方針によって、非常に生徒数が少なくなることに先生も危惧されておりました。

一番心に残ったのは、まず1点目として、私は初めて理解したのですけれども、翔洋高校の普通科の生徒、人数は少ないけれども、他校、同じくらいの規模の学校の生徒よりもむしろ大学の受験レベルは、翔洋高校のレベルは高いのですということを言われたのです。どうしてですかと言ったら、少数精鋭なのだと。本人の希望で、本人の意思があれば、優秀な先生やスタッフがいるので、例えば釧路市内の高校や他の学校から比べても、個人のレベルに合わせた教育ができると、少数精鋭ができるのだ。ですから、結果的には、むしろ教育レベルは高いのです。卒業される生徒は、むしろ立派な大学に行っているのですということを言われました。

はじめてそこで分かったのですけれども、二つの科があることで、例えば英語とか、普通科の科目で、先生のレベルというのは、やはり専門ですから、二つの教科の生徒がいることで、先生の数がある程度ふくそうして人数が多くできる。1校で少ない人数であれば兼務しなければならない。二つあることで、むしろ都会から優秀な先生が来てもらえるのだと。そういう意味では、ぜひ普通科の存続に向けて、しっかり普通科のPRも私は必要ではないのか。翔洋高校の普通科のレベル、そういう分からぬ部分、我々が見えない部分についても、町としてもしっかりPRしていかなければならぬと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

質問者おっしゃるとおりです。少数精鋭ならではの教育方法ということで、今年度におきましても医療系の大学に進学といった生徒もいるとお聞きしてございます。やはり普通科というと、全国に何校もあるわけですから、特色あるといいますか、厚岸翔洋高校もこういう進学ですとか、こういうところに就職できるとか、そういうのを積極的にPRをしてすかなければ、どんどんほかの普通科の高校に負けてしまうといったような状況も認識してございます。

やはり厚岸ならではの特色ある普通科というものを積極的に周知していかなければなりませんと存りますし、町外から来てもらうのもそうなのですが、町内の中学生、非常に少ないと。大体25%いっているかどうかという感じであります。翔洋高校でもこういった大学ですとか、就職ができるのだといったようなものを、町内の中学生もそうですし、保護者も知っていたかなければならないのかと思います。その辺について今後力を入れていかなければならぬと思います。町としてできる支援についてもしていかなければならぬと思っております。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 先ほどの答弁で、質問を出したときには25人、普通科が5名、海洋資源科が20名。さっきの答弁ですと、1人ずつ増えています。27名ですから、1名ずつの増という理解をさせていただいたのですが、それでよろしいのでしょうか。

●議長（大野議員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） 質問者のおっしゃるとおりでございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 最終的に、これからまだ、試験が終わって、再度、2次募集もあるわけですから、1人でも多く入学していただけることを願っております。

もう1点だけ確認をさせていただきます。

学校運営協議会、答弁なさっております。この内容について、協議会の内容についてもう少し詳しく説明をしてください。

さらには、厚岸町として関わっていかれるのでしょうかけれども、具体的にどんな支援をされるのか、この協議会に対して。もう少し詳しく説明してください。

●議長（大野議員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

協議会の内容でございますけれども、この協議会は、厚岸翔洋高等学校が導入するも

のであります。協議会は、地域の方々と連携して学校運営に取り組み、地域とともにあ
る学校ということに向けて、教育活動推進に当たり、構成員としては、教育長の1回目
の答弁でもありましたとおり、町のほか、町の関係、これは経済・産業団体になろうか
と。町の関わりとしては、教育委員会のほか、水産担当、まちづくりの担当といったこ
とで考えているようです。あとは小学校の関係者ですとか、保護者、地域住民と私はお
聞きしてございます。

この協議会では、学校運営の基本的な承認ですか、あと、教育活動に意見を述べた
りと、学校運営に必要なことについて協議することでお聞きしております。町の
関わりとしては、この協議会において協議された課題等について、できる範囲といいま
すか、町ができることについて、できる限り協力していくよう、どういったものが支
援できるのか、恐らくそういうことが出されるのかと思います。町のできる範囲で支援
というものを検討してまいりたいと考えております。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 教育長の答弁と同じなのです。だから聞いています。具体的にどんな支
援をするのだと聞いているのです。少なくとも答弁で書いているわけですから。教育長
の答弁であるように、協議会をつくって、どういうことをどうするのだということを聞
いています。こういうことをやりますで終わっているのであれば、それはそれでい
いのですけれども、少なくとも答弁書に書いているわけだから、この内容については、
こういうことをやっていくので、町としてこういうことを支援しますと、具体的なもの
をきちんと答弁してください。

●議長（大野議員） 休憩します。

午後2時03分休憩

午後2時03分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。
教育長。

●教育長（滝川教育長） コミュニティスクールの設置と、それに伴って町はどんなふう
な関わり方をするのかというご質問だと思います。それを整理させていただきますと、
まず、コミュニティスクールというのは、今、当町では、小学校、中学校で設置してお
ります。誰が設置するかというと教育委員会、町が設置します。高校のコミュニティス
クールは道の教育委員会が設置するものです。その構成員の中に町の関係団体だったり、
学校関係者であったり保護者を必ず入れてくださいということが要件になっており
ます。私たち教育行政も含めて、その中で学校づくりの意見反映をする場があるので
す。今までそういう場というのはなかったのです。校長が責任を持って学校運営す

るというのが役割だったのですけれども、今は、地域の中にある学校という位置づけで、学校運営に関して、教育行政も含めて、いろいろな人たちが意見を述べることができます。それを基にして学校運営するということになりますので、先ほど話したような形で、私たちもその中に入って、意見反映させていくという中で、みんなで知恵を出し合って翔洋高校を盛り立てていきましょう。今まで学校にお任せだったのですけれども、地域で学校を支えていきましょうという仕組みが来年度設置されますので、その中に積極的に関わっていくということがまず1点目かと思っています。

●議長（大野議員） 以上で、南谷議員の一般質問を終わります。

次に、5番、音喜多議員の一般質問を行います。

5番、音喜多議員。

●音喜多議員 令和7年第1回定例会に当たり、さきに通告しております雇用問題についてお伺いしてまいります。

まず1点目に、町内事業者の雇用の動きについてありますが、厚岸町では、町内の求人情報を役場町民ホールでの掲示など、情報提供しておりますが、町民からは、人の動きがないため、求人も雇用もないという声が聞こえます。町内事業者の求人と採用の実態について、どのような状況にあるのか、お伺いいたします。

次に、2点目に、外国人労働者についてお伺いしてまいります。

昨年は、サンマ漁船の乗組員として、現場の第一線で働く者もいて、就労する職種もいろいろな分野へ広がってきております。この現状を見たとき、将来的には、1次産業だけでなく、今後、労働力不足が予想される医療や介護の分野でも外国人技能実習生や外国人労働者に頼らざるを得ないと考えますが、町の見解は、どう思っていらっしゃるか、お伺いします。

次に、町内に居住する外国人の困り事あるいは相談受入れ、生活支援、町民との交流など、外国人が生活しやすい環境を整え、その施策を実現できないかということあります。

3点目に、厚岸町の行政運営における雇用状況についてお伺いします。

一つは、町立病院や保育所及び社会福祉協議会での看護師や保育士及び介護職員などの有資格職員の採用実態はどうなっているのでしょうか。

二つ目は、近年、地方自治体において若年労働者の離職が見立つと聞いております。厚岸の実態はどうなっているのか、お伺いして、初めの質問を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 5番、音喜多議員のご質問にお答えいたします。

1点目の雇用問題についてのうち、(1)の「町民から、町内で求人も雇用もない」という声が聞こえる。町内事業者の求人と採用の実態について」であります。町内の求人情報については、ハローワーク釧路から提供される「日刊ほっと求人」及び「週刊ほ

「と求人」を役場町民ホール、湖南地区出張所、情報館で公開しているほか、町独自の取組として、先ほど質問者からお話をありましたとおり、町内事業者からの求人情報を役場町民ホール、湖南地区出張所、町ホームページで公開しており、昨年6月からはIP告知情報端末でも発信しております。

町内事業者の求人と採用の実態については、毎年4月1日の採用状況の調査を行っており、昨年は、調査対象118事業者のうち113事業者から回答があり、正社員、パートを含め、47事業者で73人の採用があり、令和7年度は38事業者から161人の新規採用予定があるとのことあります。

なお、町では、町内で仕事を探している人に向けた厚岸町無料職業紹介事業を実施しており、ハローワークの求人情報と町内事業者からの求人情報の中から、希望条件に合う求人情報を検索し、希望者へ提供しており、さらに、厚岸町雇用対策連絡会議の主催で、厚岸翔洋高校及び町内から管内の高校へ進学している1、2年生を対象に、地元企業が主体となる合同企業説明会を開催し、地元企業への就職を促進しております。

次に、(2)の外国人労働者についてのうち、アの「労働力不足が予想される医療や介護の分野でも、外国人技能実習生や個人労働者に頼らざるを得ないと考えるが」についてありますが、労働力不足は国全体の問題でもあり、年々深刻化しているものと捉えることができます。

最も大きな要因としては、少子高齢化が挙げられ、特に深刻なのは15歳から64歳の生産年齢人口の減少と言われており、町においても事業者からの求人はあるものの、雇用に結びついていない状況が見受けられます。

厚岸町には、昨年11月末時点で11か国、236人の残留外国人が住民登録しており、そのほとんどが外国人技能実習制度の残留資格で入国している方々で、酪農業や水産加工業を中心に受け入れている状況にあります。

また、民間の福祉施設においても、介護職として受け入れている現状もあります。このような状況から、医療や介護の分野において、労働力不足を解消するため、外国人技能実習生を受け入れることは一つの手段になると考えております。

次に、イの「町内に居住する外国人の困り事、相談受入れや生活支援、町民との交流など、外国人が生活しやすい環境を整えるべきと考えるが」についてですが、町内に居住する外国人のほとんどは外国人技能実習生であり、この技能実習生の相談や生活支援などについては、受入れを行っている事業者が対応しており、難しい事案に関しては、受入れの窓口となる管理団体が対応している状況にあります。

また、日常生活においても受け入れている事業者が食事会やスポーツイベントの開催などを行っているほか、町内で行われるイベント等への参加を促すなど、地域や町民と交流する機会が設けられておりますが、文化の違いや言葉の壁により、地域との交流を図ることはかなり難しいものと考えておられるため、外国人技能実習生を受け入れている事業者とともに、必要と思われる支援などについて検討してまいりたいと考えております。

次に、(3)の厚岸町の行政運営における雇用状況についてのうち、アの「町立病院や保育所及び社会福祉協議会の看護師や保育士及び介護職員などの専門職員の採用の実態はどうなっているのか」についてですが、町立厚岸病院についてであります

が、看護師については、職員としては、病院運営に適応される配置基準を満たしていないため、随時募集を行い、採用に努めていますが、採用には至っていないため、派遣看護師により人員を確保しております。

なお、その他の専門職員については、基準上は必要な人数を満たしている状況にあります。

また、介護老人保健施設「ここみ」においては、施設運営上必要とされる介護士及び介護員について、正職員と会計年度任用職員をもって確保している状況にあります。

次に、保育所についてですが、保育士については、会計年度任用職員を含めた中で、入所児童の数に対して必要な保育士の人員を確保しており、退職する職員がいる場合は、必要な人数を補完しておりますが、来年度へ向けての採用については、1名の応募がありましたが、採用には至らず、現在2名を追加で募集し、職員の確保に取り組んでいるところであります。

調理室については、定年退職となる職員がいますが、再任用職員として勤務する予定のため、短時間勤務となることから、会計年度任用職員を含めた中で対応する考えであります。

その他の専門職については、社会福祉士と社会教育主事を各1名募集していますが、これまで応募がなく、採用には至っておりません。

次に、厚岸町社会福祉協議会についてありますが、事業運営をしている居宅介護支援事業所、訪問介護事業所及び町から指定管理を受けている在宅老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム心和園を運営するため、看護師及び介護士などの多くの専門職が配置されております。

採用の実態については、看護師が8名、介護士が54名のほか、介護支援専門員や管理栄養士などに対し、専門職員の退職に応じて募集を行い、採用しているとお聞きしております。

次に、イの「近年、地方自治体において若年職員の離職が問題となっているが、町の実態は」についてですが、若年職員の定義を、内閣府が調査などで使用している34歳以下として、過去5年間の町職員の離職実態についてお答えさせていただきます。

年度別の若年職員の離職は、令和元年度は8人、令和2年度は3人、令和3年度は7人、令和4年度及び令和5年度は各6人となっており、家庭の都合や、他にやりたい仕事があるなどが主な離職の理由となっております。

このため町では、定年退職者や若年職員を含む自己都合等による退職者の補充のため、町内外の学校訪問や各種就職説明への参加の機会を増やしているとともに、町村会による採用試験のほか、独自試験を早期から実施するなど、職員の確保に努めております。

以上でございます。

●議長（大野議員） 5番、音喜多議員。

●音喜多議員 雇用問題の、町内の雇用状況ですけれども、非常にいいというか、喜ばしいご意見をいただいたのです。厚岸町内でこういう就職情報をPRしてくれると。今ま

では、相当昔の話、仕事といったら職安、ハローワークに行くしかなかったのです。鉤路というのが通説だったのですが、最近、今ご指摘のとおり町民ホールや、特に耳にするのは、告知放送で分かりやすいというか、そういった情報が得られやすくなつたという、やっていることはいいことだというお褒めをいただいたというか、そういうことをまず申し上げておきたいと思います。

それで、町内の雇用状況というか、結構私も聞いていないこともやっているなど。なかなかいいことをやっていると思います。そういう意味では、だんだん、世間で言われているように高齢化して働く人が少なくなつてきている。そういう意味では、特に都会では、隙間時間のアルバイトなんていう、アルバイトといったら一日か半日以上の時間を費やしてと思っていたら、1時間、2時間の細切れ時間を売るというか、あるいは雇うというか、そういう時代になってきたという報道も出ています。

そういうことからすれば、そういう時代になっているのだと思っていますが、これを担当された方の返答を見ると、厚岸町は、総体的にそれほど苦労する必要がないと思いますか、それともますますひどくなつていくと考えますか、その辺はいかがですか。

●議長（大野議員）　観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長）　求人の情報、町長から答弁させていただきました。数的には、やはり様々な業種、それと正社員、パート等々含めてあるというのが実態ではありますけれども、それが雇用に結びついているのかというようなところでは、必ずしもそういう状況にはないと私たちも思っております。求人情報はずっと出ているのですけれども、一向に採用されないため、継続してずっと出ている事業所等もあります。この辺につきましては、雇用というか、求人をする会社と実際職を求める方とのミスマッチというのですか、そういう部分も存在しているのではないか。

今、議員がおっしゃいました、最近、時間単位での職を求める、このようなことは、現在、厚岸町の求人情報の中ではないという状況になりますので、テレビコマーシャルでいいますと、隙間時間を埋めるバイトというようなことが言われております。実際、町内でもそれを活用している事業者もあると。また、その仕組みに登録している町民の方もいるというようなところまでは押さえておりますけれども、いかんせん、この隙間バイト、スマートフォンのアプリを使っていろいろやるようですがれども、単価もかなり高いというようなことになりますので、事業主としてもその部分に手を出すというのは、考えていらっしゃる方も多くいるのかと思っております。ですから、数はあるけれども、実際に就職する方がいないというようなところが、もしかすると今後もこののような状況が続いてしまうかもというふうに私どもは思っております。

●議長（大野議員）　5番、音喜多議員。

●音喜多議員　厚岸は独特のものがあるのです。夏場は昆布、これに3か月なり4か月の間、親子して、あるいは兄弟してと。どうも昆布の時期だけ雇用というか、拘束されてしまうわけです。今日は駄目でも明日出るかもしれないという、昆布の欲しい手という

か、漁業の手伝いで、雇用がなかなか、定期に働きに行けないというのと。そういった人を雇用できないという、そういった厚岸独特のものがあると思ってますが、いずれにしても、この地域特性というか、そういったことも加味されていると見ていかざるを得ないということあります。

それで、今後の問題ですが、やはり現状のままで、うちはハローワークではありますのであれですけれども、PRの仕方、あるいは町民の利便性を加味する意味では、今の周知方法を徹底して、徹底してという言い方は変ですけれども、きっと皆さんに、身近に届けられるように努めていただきたいと私からもお願いしておきたいと思います。

それで、外国人労働者の関係です。確かに雇用者、あるいはあっせん業者がやらなければならぬ部分が多くあります。ただ、そういう外国人労働者、町として登録的に受け入れるわけですよね。そうすると、税の発生とかといったところは当然出てくるだろうと思うのですが、それらを含めて、外国人労働者に対するアタックというか、その辺のところは、町としてはどこまで関与していくものなのか、現在どういう状況でいつているのか、その辺はどうですか。

●議長（大野議員）　観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長）　まず、最初にありました雇用の関係です。情報提供といたしましては、今後も引き続き同様な取組をしていきたい。さらに、例えば求人情報ですので、日々変化する可能性がありますけれども、ある程度、例えば何か月に1回ぐらいは、全部を網羅したような求人情報をみたいなものを広報紙の中にさらに折り込んでみたりだとか、そういうような新しい取組も令和7年度の段階で検討したいと思います。

それと、外国人技能実習生の関係ですけれども、外国人技能実習生が町内の企業で働くということに関しては、町は一切そこには関わっておりません。ですので、企業が直接、町長の一般質問の答弁でもありましたけれども、管理団体、外国と日本の企業を橋渡ししてくれるような団体があるのですけれども、こちらに直接依頼をして、現地の方を募って、日本に来るようになるというような仕組みになっておりますので、厚岸町が、例えば地元の会社に言われたので、外国人技能実習生をどうにかしてくれというようなことには関わっていないということになります。

●議長（大野議員）　5番、音喜多議員。

●音喜多議員　ここで働いている外国人が2年なり3年なり働いている。住民税というのは発生していないのですか、厚岸町では。

●議長（大野議員）　税務課長。

●税務課長（鈴木課長）　住民税の関係ですので、私から答えさせていただきますけれども、原則、1月1日現在、日本に居住して、厚岸町に住民登録があれば、日本人であろ

うが外国人であろうが、原則、住民税は課税されるということになります。

●議長（大野議員） 5番、音喜多議員。

●音喜多議員 それは、本人が、あるいは雇用の責任者が町に届け出るということになるのですか、あるいは本人が来て届け出るということになるのか。

●議長（大野議員） 税務課長。

●税務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

税の収入の関係につきましては、1月1日現在住まれている市町村に雇用主が給与支払報告書を提出すると。それは日本人であっても外国人であっても同じ扱いとなります。

先ほど原則という話をさせていただきましたが、租税条約により納税義務を免除されている方も中にはおりますので、そういう方については、住民税を祖国と日本の重複の納税を避けるために、1年間免除するというのがありますけれども、それ以外の方、大抵の方は日本人と同じように住民税がかかることになります。

●議長（大野議員） 5番、音喜多議員。

●音喜多議員 それで、もう既に福祉関係には、現地、厚岸にも入っているようですけれども、将来的に厚岸町でも福祉関係等に、条件さえ整えば入れていきたいと思っているかどうか、その辺はいかがですか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

現在、一部民間事業者で外国人材の運用をされていて、雇用されているという状況です。

ただ、指定管理を行っております心和園におきましては、現在、外国人材の活用はまだしていない状況であります。ただ、の中でも、年々介護人材の雇用が難しくなってきて、求人を出しても応募がなかなか来ないですとか、そういう状況も見られる。また、途中での退職もある中で、確保するのには今後不安があるということは、数年前から社会福祉協議会のほうでも言われています。

この中では、釧路管内の、特に入所施設になりますが、職員を大勢抱えている法人においては、既に導入している実例もあるものですから、そういうものを参考に、今後厳しさを増す中では、社会福祉協議会におきましては、外国人材の活用をしなければいけないと捉えております。

町におきましては、そういう場合には、例えば住む場所ですとか、それから、外国人を制度の中で運用するに当たっては必要な経費もかかるという部分については、社協

とも話をしながら、心和園の施設運営に必要な部分だということであれば、支援をしていく必要があるのかと考えているところあります。

●議長（大野議員） 5番、音喜多議員。

●音喜多議員 ほかの状況を見ても、そう遠くない将来的に入れざるを得ないのでないのかと、私ども素人から見ても、そう思わざるを得ないというか、このとおり、今、課長が言われたように、募集してもなかなか来ない、来てもまたすぐ補充しなければならない。そんな状況でずっと、医療系は特に目立つというか、医療と福祉については、非常に職員がいないという慢性的な問題と受け止めているのですが。

町立病院のほうは派遣の看護師で間に合わせているというか、それはずっと目につくのですが、これからもずっと正職の新規職員の見通しは全く立たないのですか、それとも、まあいいやと、こんな状況だったら派遣で間に合わせていくわと思っているのか、その辺はいかがですか。

●議長（大野議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 病院の看護師の状況についてご説明させていただきますけれども、まず、派遣看護師の対応につきましては、今いる正職員の看護師が育児休暇を取得ですとか、そういうことがあって、欠員となっている部分に対して派遣で補っているということですので、職員としての頭数はいるのですけれども、実際に勤務していない、病気休暇ですとか育児休暇ですとか、そういう長期間休暇を取っている職員の代わりに派遣看護師を充てて絶対数を確保しているという状況でございます。

なぜこういうふうになるのかと申し上げますと、病院運営上、適用される看護配置基準というのがございまして、病棟数に対して人数は何人以上でなければ駄目だというのがあるのでけれども、実際のところ、その人数が下回ってもペナルティを受けるわけではございませんけれども、その人数を下回ると、逆に入院に対する診療報酬上の点数がかなり低くなるということで、そうすると病院の医業収益が億単位で減るということになるので、それをやってしまうと病院経営が成り立ちませんので、であれば派遣看護師をきちんと確保した上で、ある程度の入院収益は確保できるということが裏としてありますので、そのために派遣看護師を探って対応しているということでございまして、そういう流れにあるということです。

今後もそうなるかということになりますと、今、育児休暇を取得している看護師が戻ってきますので、そうすると人数はどんどん減っていって、派遣看護師が要らなくなるというようなことも想定できますけれども、いずれにしましても、そういう全体的な流れを考えながら看護師を確保しつつやっていきたいと私も考えているところです。

●議長（大野議員） 5番、音喜多議員。

●音喜多議員 これからも厚岸町、外国人労働者、第1次産業、特に漁業、あるいは酪農

地帯については、これは既にご存知のとおり農協のほうでしっかりとやっていますから、いずれにしても、厚岸町はこれから、大なり小なりずっと外国人労働者を入れていかなければいけないと思うのです。

そういう中では、トラブルも発生することがあるだろうし、また、いいこともあるだろうと思うのですが、やはり外国人といえども、厚岸町のために働いてもらっているわけです。厚岸町の産業をそれなりに動かしてもらっているというか、働き手として。そういう意味では、外国人労働者も一町民としての共生というか、共にこの町で生きていくのだと、それは1年になるか3年になるか分からないうれども、そういった町として受け入れる対策をしてはいかがかと私は思うのです。

その意味では、やはり言葉だと思うのです。言葉が大事というか、10か年計画の中にも外国人労働者の点について触れてはいますけれども、いずれにしても、町民と外国人労働者がこの町に住んで、この町とともに生きていくのだという考え方を持って、これから当たるべきではないのかと思うのですが、その辺はいかがですか。

●議長（大野議員）　観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長）　外国人のコミュニケーションというか、厚岸町民の方々との触れ合いというような部分になりますけれども、やはり違う国の方ということで、文化の壁並びに、議員がおっしゃいました言葉の壁というものが物すごい大きなものになっていると。

事業者の方に聞いたところ、やはり会社の中では、日本人のほかの従業員の人とコミュニケーション、会話はできるのだけれども、会社にあっても難しい言葉も出てきますので、内容によっては、その管理団体の方につないだり、もしくは専任として、そういうような外国人に対応する方を置いているというような事業所も、お話を聞かせていただきました。

その中で、昨年12月議会のときのお話になるのですけれども、北海道で今、外国人、これは技能実習生問わずして、北海道に住む外国人の方の言葉の壁に関する基本的な指針というようなものを現在策定している最中です。年度内にできるということだったのですけれども、インターネットで探してもまだ正式なものが出てきていませんというところで、こちらのほうで指針が出ましたら、多分、厚岸町単独で、この11か国の方々の言語をつかさどる日本語教室というのはできるとは思えませんので、北海道の指針を見ながら、道内並びに管内という広いくくりの中で、日本語を教えることができるような取組ができるのではないかということを考えております。ですので、まずこの指針をもって、私ども考えてみたいと。

それと、外国人を受け入れている事業者の担当者の方とお話をしながら、どのようなことを町が取り組めるのかということも、今後検討していきたいということでございます。

●議長（大野議員）　5番、音喜多議員。

●音喜多議員 今言われたことをぜひ進めていただきたいというか、そういう実現に向けて対応していただきたいと思います。

次に、職員の離職の問題ですが、これは、釧路管内をある方が回られて、首長にお会いしたら、どこの町でも大なり小なりあって、最近そのことが目立つようになってきたという話を伺いました。それは、なぜそういう状況になったのかと、各首長は頭をひねっているようですけれども、いずれにしても、辞めるなと言うわけにもいかないし、一番困るのは仕事を覚え出したときに辞められると、それが痛手だと言われていたと。

そういう原因については、厚岸町もそれなりの数があるということは、ここに書かれている状況で辞めていくのか、あるいは何かの傾向があって、そういう状況なのか、その辺はいかがですか。

●議長（大野議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。

人数は先ほどお答えさせていただきましたけれども、この5年間で8人なり5人なりいますけれども、傾向といたしましては、特にこれというものはないのですが、理由は、違う仕事、自分がしたい仕事に就きたいというのと、あとは、都市部といいますか、札幌のほうに出ていくというのも中には、どちらかというと多い人数になっているのかと思います。

●議長（大野議員） 5番、音喜多議員。

●音喜多議員 私から言わせると、自由だからいいのではないかと思うけれども、町として、それだけ動くという見通しの中で職員を採用しているわけではないと思うのです。ぎりぎりの段階の欠員で、今年はこれで補充していくこうと、そういった中でこれだけの数が動くとなると、仕事上に支障が来ないかどうか、その辺はどうなのですか。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 職員の離職と採用の関係ですけれども、確かに過去には、例えば10人採用するのに160人以上募集があった時代が割と近くにございました。ところが現在は、例えば10人募集しても1人、2人しか来ないというような現状がございます。

厚岸町としては、離職した場合、欠員した人数については、基本的には補充しようと、努力はさせていただいております。昨年までは、ほぼ採用はできていたのですが、本年度においては、希望される方、昨年度よりも多い試験回数、実は単独で2回、町村委会の試験で3回という計5回の採用試験を一般事務職、そのほかに専門職は随時やっておりますけれども、今年度においては、予定している人数、要は欠員を生ずる人数を採用したいわけなのですが、完全には採用し切れていないという現状にあります。専門職においては、現在も募集をしていますが、一般職については、年度内に採用というのは、これから試験をやっても間に合いませんので、その辺は人事のほうで対応させてい

ただいて、仕事に、特に町民に直接影響するような部門については、極力影響が出ないように人事のほうで対応していこうということで考えております。

●議長（大野議員） 以上で、音喜多議員の一般質問を終わります。

3時休憩とします。再開は3時20分とします。

午後2時50分休憩

午後3時20分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

次に、8番、石澤議員の一般質問を行います。

8番、石澤議員。

●石澤議員 通告書に従って質問します。

最初に、会計年度任用職員の処遇改善についてです。

令和4年12月23日、総務省自治行政局公務員部長通知で、再度の任用について、前年度に同一の職務内容の職に任用されていた者は、客観的なこれまでの勤務実績を考慮し、選考を行うことは可能であるとされています。北海道も令和7年1月24日に、任用回数の上限を廃止することとしました。安心して働くためにも無期の任用へ転換すべきではないですか。また、寒冷地手当支給を考えてはどうですか。

地域おこし協力隊の募集について。

足寄町では、新規就農を目指す人を地域おこし協力隊、酪農支援員として採用し、酪農ヘルパー事業組合に派遣する事業を始めました。本町でも取り入れてはどうですか。

次、全ての小中学校体育館に空調設備の設置を。

文部科学省は令和6年12月27日付で、学校施設環境改善交付金交付要領を改正しました。その中に、空調設備臨時特例交付金が含まれています。体育館は、子どもたちの学習、生活の場であるとともに、災害時の緊急避難所となっていることが多いです。令和6年度補正予算案において、公立中学校等の体育館への空調設備の加速化に必要な経費を計上し、新たな臨時特例交付金を創設するとしています。これに基づき、町内の全ての小中学校に空調設備を設置すべきと考えますが、いかがですか。

次、教育費の負担軽減についてです。

近年、制服やジャージ、部活動、教材費など義務教育で発生する「隠れ教育費」が保護者にとって重い負担になっています。本町でも独自の支援策は行っていますが、道内では、小中学校入学準備支給事業を行っている自治体もあります。厚岸町でも入学時の保護者の負担軽減のため、入学する児童生徒を対象にした制服やジャージ、教材費などの支援を行うことはできませんか。

以上で、1回目の質問を終わります。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 8番、石澤議員のご質問にお答えいたします。

1点目の会計年度任用職員の処遇改善について、「安心して働けるためにも、無期の任用へ転換すべきではないか。また、寒冷地手当の支給を考えるべきではないか」についてでありますが、当町では、会計年度任用職員の募集、採用については、地方公務員法及びこれに基づく総務省が発する事務処理マニュアルに基づき、地方公務員法第13条の平等取扱いの原則を踏まえ、毎年、広報紙へのチラシの折り込みやホームページで公募し、選考を経て任用しております。

ご質問の令和4年12月23日付、総務省自治行政局公務員部長通知では、「再度の任用を想定する場合の能力実証及び募集について、各地方公共団体において、平等扱いの原則及び成績主義を踏まえ、地域の実情等に応じつつ、適切に対応していただきたい」とされたもので、また、北海道が任用回数の上限を廃止したことについては、当該通知を前提に、令和6年6月の事務処理マニュアルの改正で、「公募によらず従前の勤務実績に基づく能力の実証により、再度の任用を行うことができる者は、同一の者について、連続2回を限度とするよう努めるとする」文言が削られたことを受け、人材確保の状況などの北海道の実情や国の取扱いの原則を踏まえて、任用の取扱いが変更されたものと聞いております。

しかしながら、事務処理マニュアルでは、「選考においては公募を行うことが法律上必須ではないものの、できる限り広く募集を行うことが望ましい」との記載は変わっていなく、当町では、事務処理マニュアルにある公募をしない「地域の実情等」があるとは考えられないことから、平等取扱いの原則を踏まえ、均等な機会を与える必要があるため、今後も毎年公募・選考し、任用していく考えであります。

寒冷地手当の支給については、令和6年6月定例会でお答えしたとおり、事務処理マニュアルでは、会計年度任用職員への寒冷地手当の支給については、支給しないことを基本とするとされており、また、全国町村会法務支援室の条例制定の説明でも、「寒冷地手当は、職員が長期にわたり安定的に継続して勤務できるようにするために、生活給として支給されるものであるため、1会計年度ごとに任用される会計年度任用職員については支給しない」とされておりますので、現在、寒冷地手当を支給する考えはありません。

続いて、2点目の地域おこし協力隊の募集について、「新規就農を目指す人を地域おこし協力隊に採用し、酪農ヘルパー事業組合に派遣する事業を取り入れては」についてでありますが、新規就農者対策の取組については、町、農協をはじめとする農業関係団体で組織する厚岸町農業担い手育成支援協議会において、毎年、札幌市や東京都で開催される就農フェア等に出展する形で、新規就農者誘致に取り組んでおります。

また、新規就農予定者の研修受入れについては、主に農協が担っており給与、宿泊施設、自動車貸与等の支援環境を整えているところであります。当町と足寄町の新規就農支援策については、制度の内容が異なる部分もありますので、志望者が酪農を志す上で、地域おこし協力隊からの就農が最善の策になり得るかどうか、その取組が当町でも可能かどうか、農協と協議しながら、一組でも多くの方に就農していただけるよう、新規就農対策に取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

3点目と4点目のご質問については、教育長から答弁があります。

●議長（大野議員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 私からは、3点目の中学校体育館への空調設備設置についてと、4点目の教育費の負担軽減についてお答えいたします。

はじめに、町内全ての中学校の体育館への空調設備設置についてありますが、国は、令和6年11月22日に閣議決定した国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策において、避難所となる全国の学校体育館への空調整備を計画的に進めることとしました。避難所となる公立中学校等の体育館への空調設備の整備を加速させるために必要な経費を、令和6年度補正予算において計上し、学校施設環境改善交付金交付要綱を改正して、空調設備整備臨時特例交付金を設けたところあります。

学校施設は、子どもたちの学習、生活の場であるとともに、地域コミュニティの拠点であり、災害時には避難所としての役割を果たすことから、避難所機能を強化し、対災害性の向上を図ることが求められています。体育館の空調設備は、通常の教育活動のみならず、災害時においても使用が可能ですが、空調設備の設置のほかに、断熱性能を高めるための工事が必要となり、多額の費用を要することから、現在、町内中学校への空調設備の設置は考えておりません。

続いて、4点目の「中学校へ入学する児童生徒を対象とした入学準備支給事業について支援を行うことはできないか」についてありますが、町では、児童生徒に係る保護者負担軽減のため、中学校で使用する教材購入経費のほか、学習、課外活動用消耗品、給食費について、本来保護者が負担となる費用について支援しているところあります。

また、中学校の新入学児童生徒の準備に係る支援は、小学校では鍵盤ハーモニカ、中学校ではアルトリコーダーを、入学記念品として全児童生徒へ贈呈しているほか、特別支援学級へ在籍する場合や、経済的理由により就学が困難と認められる場合には、保護者に対して費用の一部を支援しております。

ご質問の中学校入学時における準備金支給についてありますが、町では、児童生徒個人の所有物に係る経費については、原則、ご家庭で負担すべきものと考えており、入学準備に係る支援は考えておりません。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 前回も質問させてもらいました。会計年度任用職員です。今回もいろいろな話の中に出でてきたのですが、毎回毎回履歴書を書いて、そして出してやっていくと。自分は、今までこういうふうにいろいろな経験を積み、技術も積み、スキルを上げてきていると。それが全部否定されているような感じがする。そういう人たちが何人もいました。

先ほど音喜多議員の質問の中で、職員の数が足りないとか、人が足りないような話も

していましたけれども、こうやって一生懸命働いている方、それから専門性を大事にしなければならない職場で働いている人たちに対して、その人が必要であるからずっと使い続けているのです。その職場に、会計年度任用職員というだけで、1年ごとに切られしていくという人たちの心というか、働きがいのある、人間らしい仕事の中核を成す、雇用の安定です。それがもう毎年です。そして、この職場をよくしたいとか、それから、こういうことを言つたら変わるかなとか、それから、これはちょっと問題だから上に言いたいなと思ったときでも、これがブレーキになりますよね、毎年ですから。そこから何か変わっていくことがあるのですか。

せっかく地域で考えて、会計年度任用職員の雇用の仕方を変えてもいいのだと国から出しているのです。ここで働く、同じ町民です。その人が働いて、そして厚岸町を支えています。正職ではありません。会計年度任用職員です。それでも、その方たちが安心して働く環境をどうしてつくろうとしないのですか。

●議長（大野議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。

つくらないわけではありませんが、会計年度任用職員という制度は、1年の会計年度の中でお仕事をしてもらうというところであります。そういう仕事を否定しているわけではありませんが、ただ一方では、今年も募集をしました。その中では、新たに募集に応募してくる方が中にはいます。子育てが終わって働くようになったですか、定年退職の後で出てきて、今年応募してきたとかという方が、10名にはならないでけれども、それに近いぐらいはいます。逆に言うと、一方で、そういう方を募集ができないということにもなってきますので、そこら辺はなかなか難しいところなのかなと思います。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 確かにそういう方もいるかもしれません。でも、その人たちの道を閉ざせと言っているわけではないです。今まできちっと何年もかけて働いてきている人たち、その人たちのスキルが必要な場所はあります。例えば牧野とか、それから給食センターもそうだと思います。本当にそういうスキルが必要な人たちのところに、その人たちが安心して働くのだというようなことがないと、やはり前に向けないと思うのです。多分、こういう形でやっていくと、そのうちほかの自治体が、これをしなくなってきたときにそっちにも流れていくこともあります。就職、安定してできるところに行ってしまうですから。

若い方たちは、確かに自分たちの可能性を含めて、いろいろなところに行って、都会に行って、それこそいい仕事があったらと言うかもしれないです。でも、ここで働いて、この厚岸町で生活をしていきたいという方たちが多くいるのですよ。会計年度任用職員は厚岸町の職員の中で何割ですか。

●議長（大野議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） 全職員に対して、約半分ぐらいになります。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 半分の方がそうなのですね、会計年度任用職員ですよね。そういう方たちを支援することはとても大事なことだと思います。大昔の話だからあれですけども、臨時から最後は正職になった方もいた時代もありました。そうすれとは言わないで。でも、正職の試験を受けることができる場合があるのなら、そういう方法を考えるとか、年齢をもう少し上げるとか。それから、その人の経験とか、それが必要な部分であれば、そこを大事にするようなことを考えるとか、いろいろな形で。半分が会計年度任用職員で支えられているのでしたら、もう少し考えてもいいのではないですか。

寒冷地手当も、会計年度任用職員だってずっと住んでいる人です。途中に辞めていく人もいるかもしれない。それでもそれは少ないでしょう。ずっと住んでいる方です、厚岸町で。同じ寒さです。何で寒冷地手当もつけられないのですか。寒いのは同じでしょう。そういうようなものをきちっと考えてつけていくことで、住みやすいということをみんなに知らせることもできるのではないか。会計年度任用職員の人たちって、とても大事な雇用だと思うのですが、国からの通知だけで切り捨てていいのでしょうか、本当に大事な方たちですよ。

●議長（大野議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） 大変大事な方だと私どもも思っております。

先ほどの人数ですけれども、会計年度もパートタイムとフルタイムがおりまして、パートタイムが約4割ほどはいるので、会計年度の中でも半分ぐらいはパートタイムとなっております。

それと寒冷地手当ですけれども、一般的な給料も人事院勧告に従って厚岸町はやっております。会計年度任用職員の中で、国のマニュアルというものを出しまして、それに従って今やっているところであります。その中でも寒冷地手当につきましても、先ほど言ったように支給の対象にはしていないというところですので、この辺は国と同じような形で町としてはやってきているところであります。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 国と同じね。でも、厚岸町の人ですよ、町民です。考えてください。これはこれからも何回も質問してきます。会計年度の人たちの待遇改善と、本当に安心して町で働くというふうになるまで何度も質問させてもらいます。

次に移ります。地域おこし協力隊の募集についてなのですけれども、足寄町とは違うのだというようなことがありました。違うのは百も承知しています、こんなことは。

そうではないのです。新規就農の人たちを受け入れるときに、結構足寄町は新規就農者が入る率が高いのです。放牧を主体にしていますので。それでも、新規に入っているいろいろなところを回るために必要な制度として、町が支援員として町で雇って、地域おこし協力隊として採用して酪農ヘルパー事業組合に派遣するのです。そのことで、酪農ヘルパー組合としても負担が、農協もそうなのですけれども、負担が少し減るということと、それから、新規就農のヘルパーになってもらうということで、いろいろな農家に、いろいろなところに入っていけるのです。2年間研修をして、3年後に新規就農するか、どこに入るか決めながら、その後、5年間ヘルパーとして働くことが可能というようなシステムになっているのです。

こここの場合は、夫婦で入ってきてくださいというような募集をしています。今回、私たちが見ていて思ったのですが、新規就農で入るときに、農協で研修生として採用してやっていました。その中で言えるのは、2か月とか3か月とかで農家を回るのですが、お客様になってしまふのです、研修生が。酪農ヘルパーとして入るということは、1戸の農場を丸っこ預かるのです。それをヘルパー事業、ヘルパーとしていろいろなところに回りますから、いろいろな農家が見られる。そうすると、必然的にそこで学習ができるのです。その上で次の、就農をするとかヘルパーになるとかという選択があるのですが、就農の幅が広がるというか、そういう考え方、経験を積むことができるのです。それで、地域おこし協力隊という制度を使って、酪農支援員というでのヘルパー事業をやってほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 先に私から会計年度任用職員のことでご答弁させていただきたいたいと思います。

ご質問者とはちょっと異なる意見となりますけれども、会計年度任用職員に関しては、厚岸町としても大切な職員と理解しております。ただ、ご質問者は、続けての任用ということでございますが、今働いておられる方も主に町民、新たに募集されている方も町民でございます。そこは、厚岸町としては、今回の事務処理マニュアルの改正はございますが、原則論に基づいて平等な扱いをさせていただきたいと考えております。

ただ、勤務成績、会計年度任用職員で既に働いていただいている方の面接に関しては、勤務成績が特段悪くなれば、プラスの部分にはなりますので、そういった取扱いをさせていただいているところでありますので、意見は食い違っておりますが、ご理解をいただきたいと考えてございます。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 地域おこし協力隊の関係でございますけれども、町の地域おこし協力隊員となって、酪農ヘルパーとして農家に出向くといった中の幅が広がるのではないかというご指摘だったかと思いますけれども、従前も恐らく農協のヘルパー組合、今はもうないと伺っていますけれども、あった時点では、そこにいるヘルパーは

様々な酪農の事業所に出向いて、ヘルパー事業をやられていたのだと思ったとすれば、農協のヘルパーという立場で就職しても、町の酪農支援員として、ヘルパーで雇用されても、やる内容については、多分同じ内容になってくるのではないか、業務の幅は、どちらについても広げていけるのではないかという気はいたします。

それから、町の地域おこし協力隊に採用されると、採用期間はマックス3年と認識しておりますので、先ほど5年という話もございましたけれども、町職員としての身分で活用できるのはマックス3年なのかと思っておりますので、経験の幅を広げる考え方でいくと、農協のヘルパー組合に入っても、地域おこし協力隊で入っても大差はないのかと考えております。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 今、農協のヘルパー組合は人数がいなくて、そうなっているのですが、サポートファーマーズというところでヘルパー事業を請け負ってやっています。そこに派遣をするという形ができるのかと思っての今回の質問なのですが、本当にヘルパーとして農協で採用していたときとのことですけれども、今回はサポートファーマーズというヘルパー組合なのですけれども、そこでは、雇うということで負担も出てくるのです。それで、地域おこし協力隊として入ることができれば、国の支援も受けることができます。そして2年間地域協力隊として、そして3年目に就農するということと、それから、その後の2年間、5年と言ったのは、地域協力隊のその後です。ここで就農するようになってからることを含めて5年と言ったのですけれども、そうすると、そこで経験をたくさん積むことができるので、実際、農協の酪農ヘルパーで就農した方もいらっしゃいます。一組かな。そういうのがあるのですけれども、今の状態でいえば、そういうときに負担が多いので、国の支援を受けることができる地域おこし協力隊という制度を利用して、新規就農者を迎えるという事業を作ることができないのかというのが私の提案です。いかがですか。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） お考えは十分分かりますが、足寄の場合、地域協力隊で入ってこられると、月額報酬と期末勤勉手当が出て、大体年間350万円ぐらいもらえるのです。厚岸町の場合は月額25万円オンリーなので、期末勤勉手当はないので、年間300万円、ここで50万円ぐらいの差が出てくるのですが、ここで仮に貸与品だとか、待遇、休暇だとか労働時間だとかは大体同じですけれども、ここで仮に50万円の差が出たとしても、その後、農協でいう新規就農研修生の立場で研修をすることになると思うのですけれども、そこで入っていくと、足寄だと月額15万円の研修費しか出なくて、最大360万円しか出ないです。厚岸町の場合は月額35万円出るので、1年で元が取れてしまうのです、負担の面からいくと。なので、まずそこの部分では、農協の酪農研修生として入ってくるほうがメリットが非常に大きいのではないかと。

あくまでも、これは新規就農を目指す人という目的の上に立った、酪農ヘルパーは、

あくまでもその手段という趣旨でお答えをしていますけれども、そういういた部分で、足寄町にはない、就農した後、固定資産税の5年間の免除であるとか、リースの2分の1、土地や建物や機械や牛のリース料の半分が5年間の補助だとか、そういう様々な、制度資金含めて、厚岸町は非常に支援体制が充実しておりますので、もし新規就農を志してくる方がいたとして、私がその立場に立ったとしたら、酪農ヘルパーをやる時間というのはもったいないと思うと思うところなのです。初めから研修生で入ったほうが非常に潤沢な支援を受けられますので、そういういた部分から考えても、ヘルパーから新規就農という道を選ぶよりは、最初から新規就農者を募集して、育てていくほうがよろしいのではないかと思います。

ただ、厚岸町が地域おこし協力体を酪農支援員で募集しますというアナウンス効果というのは大きいと思います。農協が1人で幾ら募集しても限度があると、農協の担当者もおっしゃっていました。厚岸町が酪農の面で支援員を募集しているというアナウンス効果は大きいので、そういう部分では、やっていただければ有り難いというようなお話はされておりましたけれども、そもそもの比較・検討していった上では、ヘルパーから新規就農に行くことはちょっと遠回りなのではないかと思います。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 生まれてから牛のそばで生活して、こういうところで暮らしている人間であれば、牛がどうだ、この仕事がどうだというのは分かります。だけれども、全く何も知らない方が来るのです。その人に、酪農就農希望者として農協で受け入れました。そうしたときに、どこで研修させますか。結構規模の大きい方、例えば役員のところに行きます。2か月です。そこに行けば、規模が大きいですから人もいっぱいいます。その中で研修するということは、一部しか見られないのです。酪農ヘルパーというのは、その農場の人が休みになりますから、規模の大きいところであれば違うのだろうけれども、大体は、その人がいないところに代わって搾乳から哺乳から、いろいろな仕事を全部、一つの仕事として請け負ってやります。そうすると、その中の農場が大体見えるのです。全く知らない人間が酪農をやりますといつても、それは無理なのです。

365日、それこそ私たち昔は全く休みがなかったですから、やっていけないという形であったのです。休みも全くないし。そうではなくて、今はヘルパーという事業があることで、月に1回か2回休みが取れるかな。しかも、お金を払った上で休みが取れる。終身刑です、早い話が。そんな感じでした。今は大分違っています。そのときに酪農ヘルパーに安心して預けられるということは、その人たちの技術も上がっていることになるのです。

それは将来、酪農に就農するときの糧になるのです。1年くらいで、だんだんいろいろな農家を見ます。小さい農家も見れば、放牧している農家も見れば、パーラーの農家も見れば、ロボットの農家も見ます。その上で、自分がどの形の形態に入ることができるか考える余裕があるのです。それを考えた上で入るので、そうすれば前が見えるのです。何もなくて、ただ、研修と言いますけれども、その研修の中身をきちっと考えなければならないときに、一番手取り早いと言ったら変ですけれども、酪農ヘルパーの仕事

が一番手取り早いのです。それを考えた上で、私は今回、地域おこし協力隊として募集してもらって、酪農支援員としてヘルパー組合に派遣してもらって、その中で2年間という研修を経て、3年目に、その人たちがどうするか、就農したいと来ている人だったら、その時点できちんと前を向けます。

ただぼーっと、放牧したい、何したいと、酪農をやっていたってできないのです、そんなもの。できるわけないですよ、牛の様子も分からぬのですから。そんなことではなくて、きちんと研修するためのヘルパー組合なのです。それを考えてほしいと言っているのです。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） せっかく夢を持って、厚岸で酪農をやりたいと言ってくる方に、そういう冷たいお話もどうかなと思いますけれども、足寄のほうも令和7年度からスタートする事業だと伺っております。

今後、札幌であるとか、そちらの農業人フェアの中でもPRをするという流れの中だと伺っておりますので、決して私、それも駄目だと言っているわけではなくて、その中身を見させていただきながら、本当に可能性があるのか、農業を最終的に志すまでの近道なのか、それともどうなのかという部分、もうちょっと見定めさせていただいて、また、それを踏まえた上で次のステップに進んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 そんなこと言っているうちに酪農なくなりますよ、本当に。

今回、就農しようとした子たちがとっても残念な結果になったものですから、研修する状態を考えてほしいということで今回質問しました。考えますではなくて、積極的にやってほしいと思います。お願いします。

次に移ります。全ての小中学校に空調設備をで、今回はできませんということなのですが、この頃、厚岸町も気温が高いですね、夏は。そして、気温が高いだけではなくて、ここは蚊がすごいです。物すごい蚊が発生します。体育館で活動したいと思っても、戸を開けるというのはとても大変な状況になっていると思います。学校だけではなくて、勤体、あそこの体育館もそうなのですけれども、あの蒸し蒸しした中で、風も通らないし、開けると蚊が出てくるというような状態で、子どもたちは運動するいうことがとても大変だと思うのと。

今回、70%の補助という形で空調設備というのが出ていますので、やはりほうがいいのではないかと思うのですが、どうしても駄目でしょうか。暑くてどうしようもない、遊びたいという子どもたちの様子を見ていると、ちょっとかわいそうなのですが、どうなのでしょうか。

●議長（大野議員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

確かに蚊の問題ですとか、気温の問題はあるかと思います。先ほど議員から7割補助とおっしゃられたのですけれども、今回の特例交付金については2分の1補助ということで私どもは認識しております。

また、設置に当たっては、教育長の1回目の答弁書にもあったのですけれども、これについては、空調設備を設置するだけではなく、屋根等の遮熱に伴う工事ですとか、あと、設置に当たって電気を相当使うものですから、これについては、電気工事、キューピクルの設置ですか、そういういたものも考えられます。そういういたものを考えると、これは正確にはじいたものはないのですけれども、相当な金額が発生するだろうということで考えておりますので、これを全学校にとなった場合に、今の厚岸町の財政状況ではとても厳しい状況になるのかと考えております。あつたほうがいいのではないかという思いは分かるのですが、この状況から、今回そういう判断をさせていただいております。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 公立学校施設における体育館等への空調設備というのがあるのですが、令和6年で779億円出ています。学校体育館、これは文科省から出ているものです。あと、防災のほうから出ている予算もあるのですけれども、そっちのほうはどうですか。

●議長（大野議員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） 文科省からの通知、私どもも受けております。令和6年11月29日付の文書が来ておりますが、その通知の中でも、補助率については、算定割合2分の1、対象工事額、下限額は400万円、上限額は700万円ということで伺っております。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 緊急防災・減災事業というのでも出ているのです。避難指定、中学校体育館空調設備事業です。こういう方法もあるのですが、こういうものを使うということは考えられないですか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 議員が今おっしゃいました緊急防災・減災事業につきましては、市町村が行う防災に関する事業として、避難所になる施設への空調設備の整備といったものも緊急防災・減災事業として地方債の対象になるということで、これは、起債対象部分の100%充当で、7割の交付税措置がある内容となっております。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 こういうようなものをお互いに話し合いの中で考えることはできないのでしょうか。今回の質問とちょっと違うか、どうなのでしょうか。学校の体育館に空調設備をつけることができる方法があるので、その辺、お互いに相談して考えるということはできないですか。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） ご質問にある制度と、今の話は違う話になりますけれども、そういうことについては、3か年計画をやる中で、要はその年に回せるお金が幾らという部分もございますので、全体の中で協議をしていくということは、当然今まで行っております。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 せっかくあるので、それを考えられないかと思って、今回質問したのですけれども、どんどん暑くなっていくし、そういう意味でいたら、学校の体育館というのもちゃんと考えてやらなければならないと思うので、その辺、全体として、計画としてやってほしいと思うのですが、それはお願いできますか。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 全体の中で協議させていただきたいと思います。今ここで、すぐやりますとかという明言はできませんので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 次に移ります。小学校の入学に関してです。厚岸町もいっぱいいろいろやっています。やってるのは分かっているのです。分かった上で質問するのですが、これは東京都だからあれなのだけれども、北海道内에서는あります。知内町です。小学校入学準備金支援事業、1人当たり5万円程度、それから、小中学校教材費とか、中学校制服等のジャージとか学校指定リュックということです。高等学校進学応援給付金というのも、1人当たり8万円ということをやっています。それで、中学校に入学するときに、制服とかを買うときに今は10万円くらいかかるのです。制服とジャージと。

先ほど、町では、児童生徒の個人の所有物に係る経費について、原則ご家庭で負担するべきことと考えておりますということですけれども。制服なのです。制服というのは校則で決まっているのでしょう。ということは、本人が選べないので。それとも、どんな服を着ていってもいいのですか、そうではないでしょう。そういうことで、指定の

ものを着て学校に行かなければならぬ。個人のものと言いますけれども、指定のものを着て学校に行かなければならぬのです。ジャージも指定ですよね。どんなジャージを履いていてもいいのですか、そうではないでしよう。そういうことで言えば、それに支援することができないことはないと思うのですが、いかがですか。

●議長（大野議員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） 制服もジャージも指定ですけれども、指定されたものではあるのですけれども、それは個人の所有物になるものであると私は認識してございます。それについては、原則、やはりご家庭で負担をいただくということで今まで整理しておりますし、先ほどおっしゃられた、東京の一部、たしか品川区だったと思います。そういう支 援もございますし、道内でも知内町、ほかにもいろいろ制服に対する支援ですか、新入学児童に対する支援はしている自治体というのは承知してございます。

これについては、答弁にもありますとおり、個人所有物に結果的になるものと私は思っておりますので、これについては、現段階では、住民に係る支援というものは、この部分に対しては考えてございません。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 個人の所有物といつても、結局つくらなければならないし、レンタルするとか、いろいろな方法を考えることをすると、学校で、教育委員会でそういうのをしてもらえるのならないのですけれども、ふだん学校に行くのは、ジャージで登校して、制服は何かの行事のときに着るという形の子たちもいますし、そういうときに制服をレンタルするとかということも可能であればいいのですけれども、本当にどうしても必要なものとして、個人のものとは言うけれども、そのものを着ていかないと学校に行けないのだから、それは個人のものにはならないと思うのですよ、所有物と言いますけれども、それに対する支援というものは私は必要だと思います。

それで、いろいろなところを知っていると言っていましたけれども、美瑛町は、小中学校入学時に制服とジャージの贈呈です。負担軽減です。それから、鹿部町では、義務教育期間の制服などの無償化というのもやっています。それぞれの町、個人の所有物です。でも、子どもたちに対する支援としては必要ではないですか、それも考えていいと思うのです。

先ほど言いましたが、葛飾区、隅田区、荒川区、品川区、これは東京です。珍しく東京でこういうのが始まったのですが、子育て世帯の負担を軽減させる必要があるとして、修学旅行費です。中学校制服無償化というところもあります。どうしてもそれを着ていかなければならぬ立場なので、それを含めて、何らかの、丸っと全部とは言いませんけれども、その支援というものは必要だと思う。子どもが少なくなってきてています。その子たちに支援ができないことはないと思うのです。いかがですか。

●議長（大野議員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） 今、制服の関係で支援をということでありますが、厚岸町として支援、様々なことをさせていただいております。厚岸町が支援するほかにも、実は厚岸町の民間の団体で、例えば入学時に観察バックの贈呈ですとか、タブレットを入れるようなものですとか、お道具箱、紅白帽子、色鉛筆、デスクマット、いろいろなものを支援して、町に協力といった形でさせていただいております。これについては、今、制服の問題で言われているのですけれども、厚岸町でできる支援について、今、現状では、先ほど答弁にもあったとおり、鍵盤ハーモニカですとか、そういうものについて支援しておりますので、現段階では、制服支援というのも考えておりません。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 厚岸町でいろいろな支援をしているのは知っています。助かっていますし、分かっています。だんだん生活が大変になってくる人たちが多くなってきているので、何らかの形で支援というのを考えてほしいし、さっき言いましたけれども、制服をレンタルするというような取組もありますから、そういうようなことを考えるとか、そういうことをやってもらってもいいのではないかと思っています。教育委員会で集めると言ったらおかしいですけれども、学校の中で制服をレンタルして、大変な人にあげるとか、順番にやっていくということは、制服自体あまり着ていないので、多分傷んでいないと思うのです。そういう制服のレンタルの仕方もあると思うし、いろいろな意味で子どもたちが安心して学校に来れるような、親御さんも心配なく学校に行かすことができるようそういう支援を、今までたくさんやってくれているのは分かります。もう少し、今、子どもたちにとって必要なものは何なのかというのを含めて、もう一度考えてほしいと思います。

●議長（大野議員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 保護者の負担が多くなっているのではないかということから話が入っているかと思うのですが、そのとおりだと、私たちもそういうふうに考えております。私もいろいろな町村を回りますけれども、厚岸町の子育て、特に保護者負担の軽減というのは、かなり早い段階から負担軽減の対策を取られていましたし、質問者がおっしゃられているように、いろいろなことをやられていますよね。本当にやっています。ここに書いていないのですけれども、実はまだまだあるんです。例えば、修学旅行費は半額補助もやってしたり、経済的に就学困難な家庭についても手厚く行っています。

そんなことをも含めながら、今これでいいのだということではないですので、これからどういう支援をしていけばいいのかということでも、これは常に考えていかなければならぬことだと思っていますし、例えば制服を一つでも、先ほど言ったように制服も物すごく高くなっています。もともと、制服は何でいいのかというと、実は、ふだん着

よりも経済的に安いという話もあったのです、いろいろな制服を導入する段階で。高い制服を使いましょうということではなくて、それを使ったほうが経済的に負担は楽なのだろうということもありました。

ですから、そんなことも含めながら、子どもたちの負担軽減、保護者負担軽減をどうしていくのかということの協議については、これからも詰めていきたいと思いますし、先ほどあったレンタルという方法もあるのではないかと、お金を補助、支援するだけではなくて。そんなことも含めながら、そこについてはこれからも検討していきたいと思っています。

●議長（大野議員） 以上で、8番、石澤議員の一般質問を終わります。

1番、竹田議員の一般質問を行います。

1番、竹田議員。

●竹田議員 質問通告書に従って質問いたします。

1、男性へのHPVワクチン接種について。

（1）ワクチン接種に対する自治体独自の費用助成制度の創設と、町民へHPVワクチン接種によるメリットの周知に努めてほしいが、町の対応について伺います。

2、災害用井戸の活用について。

町内の井戸について、調査の実施の有無及びそれにより、公共にあるものと民間にあるものを把握しているのか伺います。

3、避難所へのトイレ設備設置について。

断水時に使えるトイレを指定避難所へ設置するべきと思うが、町の考え方について伺います。

4、厚岸町長の任期についてあります。

（1）今年7月12日に任期を迎えますが、今後の町長としての考え方について伺います。

アとして、在任期間中に行った町長としての目玉政策は何か。イ、在任期間中にやり残したことはあるのかあります。

よろしくお願ひいたします。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 1番、竹田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の男性への「HPVワクチン接種に対する費用助成制度の創設とメリットの周知」についてありますが、HPVワクチンは、子宮頸がんの多くの原因であるヒトパピローマウイルス、いわゆるHPVの感染を予防するワクチンで、男性への接種については、将来のパートナーへの感染防止や、自身の中咽頭がん、肛門がんなどの予防につながるため、独自に費用助成を行う自治体が少しずつ増えてきております。

このワクチンは、9歳以上の男性への接種が承認されており、令和3年以降、接種が可能となっていますが、1回の接種費用は2万円近くするもので、3回の接種を行うと

5万円から6万円の費用となります。接種費用の助成は、定期予防接種となっている中学生1年生から高校1年生までの女子と同年齢の男子に対して行っている自治体が多い状況となっています。

町内の医療機関においては、これまで男性のHPVワクチン接種に対する問い合わせはないとしており、また、独自に費用助成を実施している道内自治体においても接種件数は少ない状況にあります。これは、対象となる児童や保護者において、接種の必要性の理解が難しいことや、男性への使用承認から間もないワクチン自体の周知度が低いことが考えられます。

独自の費用助成制度の創設につきましては、町内医療機関の医師の意見や厚生労働省における予防接種法に基づく定期接種化の検討状況等に留意しながら、情報収集と研究を進めてまいります。

また、HPVワクチン接種によるメリットの周知につきましては、市町村が行わなければならぬ定期予防接種となった場合に、ワクチン接種のメリットや副反応などのデメリットについて周知する必要があると考えております。

続いて、2点目の災害用井戸の活用について、「町内の井戸についての調査の実施の有無及び公共にあるものと民間にあるものを把握しているか」についてありますが、町内の井戸については、年に1回、水道課において、水道給水人口戸数把握のため、個人飲用井戸等の設置状況を確認しております。

令和6年3月31日時点での調査結果では、公共施設に設置している井戸は3か所、民間が所有している使用可能な井戸は25か所と把握しております。

災害時における町内の井戸の活用については、今後、取組を進めていく予定でおりますが、この調査で把握している井戸に加えて、町としての把握できない井戸の所有者に対しても協力を募るため、広く周知し、災害時に活用させていただけるよう検討してまいりたいと考えております。

続いて、3点目の避難所へのトイレ設備設置について、「断水時に使えるトイレを指定避難所へ設置すべきと思うが」についてであります。災害時に断水が発生した際の指定避難所のトイレ対策としては、トイレを使用できなくなり、避難者がトイレの使用を控えることにより引き起こされる健康被害や災害関連死を防ぐことが最優先と考えております。

発災直後の混乱期においては、町外からの支援は期待できないことから、町が備蓄する各施設の既設トイレの個室内で便座にかぶせて使用する携帯トイレや、持ち運び可能なポータブルトイレ等の使用による対応を想定しております。

また、上水道が復旧するまで時間を要し、避難生活が中長期的に及ぶ場合には、支援物資や民間事業者との協定に基づき、供給していただく仮設トイレ等により、避難生活環境の向上を図り、各施設において十分な基数を確保できるよう努めてまいります。

これらの対策に伴う町の今後の方針としては、現在想定される大規模災害時の災害避難者数に対応できるよう、現状では、必要備蓄数に満たない携帯トイレを中心に、整備を進めてまいりたいと考えております。

続いて、4点目の厚岸町長の任期について、「今年4月12日に任期を迎えるが、今後

の町長の考え方は」についてであります、私は平成13年6月の町長選挙において、町民の皆様から温かいご支援を賜り、町長に就任させていただき、ただひたすらに、厚岸町をよくしたいとの思いで町政執行に当たってまいりましたが、現在の任期も残すところを4か月余りとなりました。これまでの24年間、町議会議員各位や町民の皆様の温かいご協力により、着実に町政を進めることができましたことに心から感謝を申し上げます。

次期に向けた私の考えであります、現在、私なりにその考えはありますが、後援会等の最終的な調整が済んでいないため、この場でのお答えは控えさせていただきます。

次に、アの「在任期間中に行った町長としての目玉政策は」についてであります、ここで、私も6期、町長として活躍してまいりました。少し長くなりますが、ご了承いただきたいと思います。

私は、町長就任以前からの政治信条である「政治こそが、郷土の発展と人々の幸せをもたらすもの」とする気概を持って、「生まれ育った厚岸町をもっともっと元気な町へ、町民誰もが心から誇りを持てる町にしていきたい」との思いで、私の全ての情熱をかける決意をされていただいた初心を忘れることなく、町長として6期目の任期満了へ向け、全力を尽くしてまいりました。

1期目となる町長就任時には、当時最大の課題であった「財政危機からの脱出」に全勢力を注ぎ、将来の財政基盤を盤石なものとするため、職務の全うに努めたところであります。

その後、地方交付税の削減をはじめとする三位一体の改革は、長きにわたり町の財政に大きな影響を与えることとなりましたが、いち早く財政改革に取り組んだことで、厳しい財政状況の中にあっても、3期にわたる総合計画に基づき、町民の皆さんへの期待に応えるため、様々な施策を推進してまいりました。

その中で、私が特に重点的に推進してきた主な施策について、分野ごとに申し上げます。

1点目は、基幹産業の振興であります。

水産業と酪農業を基幹産業として発展してきた当町にとって、これらの産業を持続的に発展させていくことが最も重要であります。

私は、この基幹産業の振興を、就任以来一貫して「町政の最重要課題」と位置づけ、漁業協同組合や農業協同組合と連携を図りながら、東日本大震災時に被災したアサリ漁場やカキ養殖施設の復旧、太平洋沿岸の赤潮発生による漁業被害への復旧など、これまでの国の制度を覆し、支援を実施したほか、厚岸漁業協同組合、地方卸売市場の移転、永続的な活動を行うための農業施設や農業機械等の導入に対する支援、新規就農者の誘致促進制度の創設など、地域の産業発展のための様々な施策を講じてまいりました。

また、令和3年3月には、道内7番目となるゼロカーボンシティを表明し、町施設への太陽光や木質バイオマス等の再生可能エネルギーを導入するなど、脱炭素社会の実現を図るだけでなく、基幹産業である1次産業の環境を守り、好循環へつながる取組を推進してきたところであります。

2点目は、防災・減災対策の強化であります。

防災・減災対策については、東日本大震災を契機に、最も力を注いできた施策で、地

震発生時等の津波から町民の皆さんのお命を守るための高台への避難階段や避難場所、備蓄品の整備をいち早く進めるとともに、防災対策上重要な懸案事項であった厚岸消防署及び釧路東部消防組合本部庁舎等の高台への移転を行ってまいりました。

また、令和3年12月に国が公表した日本海溝・地島海溝沿い巨大地震の被害想定を受け、大型防災備蓄倉庫の整備を行うとともに、大規模停電を想定し、役場庁舎の全電力を72時間以上確保することを可能とする非常用発電設備の整備を行ってきたほか、現在、津波避難困難地域の港町地区において、周辺住民の津波災害時の避難をより確実なものとするため、集会施設の機能を併せ持つ、「(仮称) 厚岸町防災交流センター」を、令和7年度中の完成を目指し、建設工事を進めているところであります。

3点目は、少子高齢化対策と子育て支援であります。

本町は、平成14年に出生数が減少に転じて以来、人口減少が加速化する中、減少を少しでも緩和し、少子高齢化という人口構造等を改善するため、出産祝い金10万円の支給など、本町の独自事業を推進するとともに、子ども医療費と保育所・幼稚園の保育料の無償化を実現させるほか、耐震性に問題があった厚岸市保育所としんりゅう保育所を、津波避難を可能とする場所へ移転改築を行い、子育て環境の安全確保と充実を図ってまいりました。

教育については、教育行政の最重要課題として取り組んできた真龍小学校の改築をはじめ、厚岸中学校の耐震化、学校給食センターの改築、多目的屋内スポーツ施設の整備のほか、小中学校児童生徒の給食費の無償化や各種就学支援など、教育環境の充実を図ってまいりました。

4点目は、観光振興施策であります。

観光振興については、地元の37年にも及ぶ悲願であり、私が長年にわたり力を注いできた厚岸道立自然公園の国定公園化を令和3年3月に実現させることができました。

「厚岸霧多布昆布森国定公園」の誕生後は、その魅力を最大限に生かし、観光客のさらなる誘客を図るため、町内産業団体や近隣市町村との連携による道内外でのプロモーションや観光・物産イベントの実施、多様な情報媒体を活用した、厚岸町の魅力ある食や自然景観などの旬な話題の情報発信のほか、子野日公園や原生花園あやめヶ原の整備を進めてまいりました。

5点目は、快適に暮らせるまちづくりであります。

道路や水道、下水道などのインフラ整備を着実に進めてきたことはもとより、光ケーブルの町内全域の整備やIP告知情報端末の全世帯への設置、町営住宅まちなか団地の建設、デマンドバスの運行実施などによる地域公共交通網の再構築、さらには、長年の懸案事項であった若竹第2埠頭付近倉庫等の解体支援をはじめとする空家等対策など、町民の皆さんが安心して快適に暮らせるまちづくりを進めてまいりました。

以上、5点の重要施策のほか、これまでの町民生活を大きく変容させることとなった新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対策や、近年の物価高騰に伴う対応のほか、一昨年の猛暑に伴う熱中症対策など、社会情勢の変化に応じた喫緊の課題についても、町民の命と健康・生活を守るために全力を尽くしてまいりました。

さらに、令和5年9月には、天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、第42回全国豊かな海づくり大会北海道大会を本町で開催し、道内外から高い評価をいただくとともに、本町の

歴史と町民の心に残る大会として、大きな成功を収めることができました。

また、このほか、令和3年11月に着工された北海道横断自動車道根室線「尾幌糸魚沢道路」の整備促進や、目前に迫る「別保・尾幌間」の新規事業化へ向けた取組についても鋭意進めてきたところであります。

次に、イの「在任期間にやり残したことはあるのか」についてありますが、町として、今後引き続き取り組んでいく必要のある課題として、「国や北海道を動かす政策課題」である北海道横断自動車道根室線「尾幌糸魚沢道路」の早期完成と「別保・尾幌間」の新規事業化をはじめ、国や北海道が事業主体となる政策の実現については、今後も関係団体等との連携を図りながら、引き続き強力な要請活動などを行っていく必要があります。

また、将来を見据えた重要課題ですが、先般、基本構想を取りまとめた防災拠点としての機能を重ね備えた高齢者福祉施設の整備の検討について、今後も適切な将来人口予測の下、必要な入所定員や施設規模、建設場所等の検討を進めていく必要があるほか、自治体DXをはじめとするデジタル化の推進についても、今後の課題として引き続き取り組む必要があると考えております。

以上でございます。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 1番の男性へのHPVワクチンの接種についてであります。

この接種については、今後、国としても男女接種で集団免疫をつくろうという考えであります。欧州では、既に40か国が男性接種が公費助成されているということです。なぜなのかというと、男女ともにHPVを接種することによって、子宮がんのリスクを背負わなくなる。また、男性においてもがんの抑制になるということです。

そこで、これらの助成するという金額が非常に財政の負担になるということはよく分かっております。将来的に国は、この接種を国が持とうという検討に入ったということなので、一つは、町が負担するということがなくなるのかという期待を持っているところですが、ただ、できる家庭とできない家庭それぞれあると思います。男女ともにHPVワクチンを接種することによって、子宮がん、または男性のがんの抑制になるという正しい知識を持つための町民への周知というのが大事になってくると思います。

答弁にもありました副作用について認識があまりなされていないという部分なのですが、日本では、女性の定期接種からすぐに体の痛みなどの訴えが相次いだと。しかし、接種していない人でも同じくらいの頻度で見られる同様のものがあるということで、今のところ因果関係については科学的に証明されていないんだというところがありますので、この部分については、正しい周知をどんどんしていってもらいたいというのが、まず一つのお願いなのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

今お話しされたとおり、国の動きが今ありますて、定期予防接種になりそうな感じが見られるということが、ひとつ期待を持っているところです。現在、女性の部分が、一応国の方は、安全性があるということで、改めて積極的な勧奨をするということで、定期予防接種が進んできていますが、何分対象年齢が若いという部分もありまして、接種率はあまり高くない、低いまま、あまり接種率が上がっていないう状況もあります。

その中で、先立って男性への、同年代となりますけれども、行っている自治体が幾つか出てきているので、町としてもその部分の検討を始めている状況であります。

ただ、具体的な定期予防接種、それから、町内での接種ができるという状況、それともう一つは、費用助成が行えるという事業を行う段階では、効果が高いのでぜひとう部分と。

それから、これまでのワクチンについては、どのワクチンについても、重篤な事例がごくわずかですけれども、リスクがあるというところも、副反応の事故被害の事象もある得るので、そういったことも同時に周知をする必要があるのかなということもありますので、そういったことを、事業化するときには、例えば定期予防接種になる前に、費用助成が行えるとすれば、その段階できちんと周知をしたい。

それから、定期予防接種になるときには、国が行う、町も積極的な勧奨を行って、周知をしていきたいと考えておりますが、事業を行わない段階では、なかなか周知しづらいという、いわゆる中学1年生から高校1年生までの方に、がんの予防になるのでというのは、なかなか理解しづらいのかなというところもあって、周知しづらいという部分は、懸念があると考えているところでございます。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 受ける側が18歳未満、20歳未満です。だから、これは直接子どもに周知することではなくて、親を通じてやらなければいけない問題です。それは教育委員会にもお願いしたいのですが、両方、町として、教育委員会としての教育の部分として関与していただきたい。その周知の仕方をどうするのか、これから国が進めていくという意向ははっきりしていますので、その辺は考えていただきたいと思います。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） おっしゃるとおり、効果的な周知方法としては、教育委員会と連携して行うということも方法だと思いますので、検討していきたいと思います。

●議長（大野議員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） 保健福祉課とも連携しながら、こういったものを進めてまいりたいと思います。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 次いで、井戸についてなのですが、北海道全道で5,782か所の避難指定場所と指定されているうちの4,077か所が、自治体で活用ができていない井戸があるという実態が発表されました。

政府が昨年11月11日から12月12日にかけて、ある地域の実態調査を始めたということで、北海道もこういう数値が出てきたものと確認しているわけですが、実態調査を踏まえて、政府は、災害等の整備を促進するための工事の流れや水質の目安などに関する指針を作成し、今年3月までに自治体に周知する方針を決めていた、今話した内容について、町では周知をしているかどうか聞きたいのですが。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 今、議員がおっしゃいました防災井戸の指針といったものにつきましては、申し訳ありません。認識しておりませんでした。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 いろいろたくさんあるから仕方ないという言葉では済まされない部分もあるかもしれませんので、それはいいのですけれども、政府の実態調査を受けて、井戸の水質調査が実際されているというのは40%程度だったと。井戸を活用した避難訓練、例えば井戸が使えるか使えないかという実態調査の上で、使えると。公共施設または民間施設のものについて調査をして、使えるとなった井戸で、実際この井戸については、飲めないけれども洗濯をしたり、または飲み水以外で活用するということの部分については大丈夫ですという井戸について、避難訓練をするときに、その井戸水が飲める場所については直接飲んでみる。飲めない場所についての活用方法については、水質検査をした上の活用方法を考えて、浄水器を実際に活用して飲料水に変えてみるとか。

それから、井戸については、ポンプがついている。手くみのポンプで水を直接バケツでくみ上げなければいけない。そういう方法を、訓練のときにこの地域にある井戸がこういう井戸なので、こういう活用方法をしないと使えないのだということを周知するための訓練というのを、実際、町村でやっているのは11.2%しかなかった。非常に低いということで、災害時に井戸の活用というのを国が促そうとしています。これについて、厚岸町もやっていかなければいけないと思うのです。それについてどうですか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 井戸につきましては、今現在、厚岸町では、活用という部分では進んでいない状況でございますので、1回目の答弁でもありますとおり、以前にも議員からご指摘、ご提言をいただいておりますが、民間の井戸の活用について、まずは町で協力を呼びかけて、災害時に使わっていただくような取組を速やかに進めてい

きたいと考えております。

井戸の活用につきましては、現時点では水道の調査で、飲用に使っている井戸を中心に、個別に文書等でお願いするとか、広報紙での呼びかけて募集を募るということで、いろいろ呼びかけていきたいと思っておりますが、発災時に、これまで飲用に使っていたものが、発災後も飲用で使えるという保障はありませんので、まずは生活用水ということでの活用を想定して、こういった取組を進めていきたいと考えております。

そういう取組が進んで、防災の井戸が確保できたなら、防災井戸の活用の仕方も含めた防災訓練の実施ですか、そういう井戸の活用方法、使用方法の周知ですか、そういうことも周知するようなことの取組を進めてまいりたいと考えております。

●議長（大野議員） 休憩します。

午後4時50分休憩

午後4時51分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。

ここで、会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、1番、竹田議員の一般質問が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

1番、竹田議員。

●竹田議員 井戸の活用というのは、令和4年6月の第2回の定例会で、僕、一般質問させてもらいました。それからさほど進んでいなかったということで、ちょっと残念な気持ちで今いるわけですが。急いで、町内に実際に直接飲用できる、できない。飲用できなかったとしても、ちょっとした浄水器があればすぐ飲めるものかどうなのか。それから井戸の給水方法、どこどこの地域にあるのは、つるべでなければ上げられない。または、電動のポンプがついている、ついてない。いろいろな井戸があると思うのです。使える、使えないを含めて、水質も含めて。まず、そこをきちんと調査して、使える場所、使えない場所。

災害が起きたときに、人間、喉が渴いて死んでしまうときには泥水でも飲みたくなるわけです。そういう状況が起き得るわけです。災害が、津波が、いろいろな災害が起きたときに。それを放置するということはできないわけです。

だから最低でも、今、町内にある井戸は、どこどこ地域のどこにありますと。必ず、白浜町にいる人間が白浜にずっといるわけではない。たまたま床潭の知り合いのところに行ったときに、床潭に行ったら災害に遭ったと。そのときに、町民がどこに井戸があるか、水をどうやって使えるのか、それは周知して、覚えさせるべきだし、知るべき権利があると思うのです、自分が困ったときに。避難場所のときも僕は言いました。町民みんながどこに逃げたらいいのか、どこに行っても逃げる場所がちゃんと分かるよう、マップを作成しましょうと言いましたよね。それと一緒に思うのですよ。

だから、井戸については早急に、令和4年ですから、3年目になっているのです。災害いつ来るか分からないと、いつも町長が言っているとおり、やはり急いで井戸の調査、水質調査を含めて、さっき言ったとおり、早急にやってほしいと思うのですが、いかがですか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 令和4年にご質問をいただいてから、検討はしていたのですけれども、その後、進んでいなかつたということで、大変申し訳なく思っております。

民間の井戸の活用につきましては、これから速やかに井戸の所有者へのお願ひですとか、広報紙を通じた募集というような形で、災害井戸の活用にご協力いただける方を募って、その場所を周知していくという取組は進めてまいりたいと考えております。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 次に、3点目の避難所のトイレについてなのですが、これも、断水時に水がなくても使えるトイレを全ての避難場所に設置するとなると、これも費用も大変だという部分はよく分かります。やれるところから随時やっていくという部分は確かに分かりますけれども、一つ懸念されるのが、国が言っていることです、僕が言っていることではないです。トイレが身近にない。被害を受けて避難所に行った場合、避難所でない場合の話ではなくて、最低限、避難所に行ったときにトイレがない。あったとしても、集中して使っている。だから自分は、人を蹴落としても殴っても、まず一番先にトイレをしようという人間については、確かに問題ないのかもしれないけれども、ちょっと大人しい人というのは、人がばあっと行くと遠慮してトイレを控えてしまうという人もたくさんいると思うのです。

そういう部分について、トイレを我慢する。トイレをしたくなると困るから水を飲まないように、水分の摂取を控えるようになる。そういうことが体調の悪化、それに伴う心筋梗塞、脳梗塞、そしてトイレをたくさん使うことによって汚くなる。これによってノロウイルス感染症が増える。ストレスが増える。そして避難所の秩序も乱れてくる。人間同士のもめごとです。

これらについて、内閣府の調査では、民間企業団に対して、災害時のトイレ対策にできるだけ協力してくださいと。厚岸町においては、トイレの協定を結んでいるというところで、一つは安心だけれども、ただ、トイレを持っている企業はごく少ないです。それに全面的に頼るということができないのは事実です。その上で僕は言っているのです。だから避難所に最低、トイレを一つなり二つなり、それは、避難所に集中する自治体、避難所を活用する人間が避難所に逃げてきた場合、大体何人集まつてくるのかというのは、それはそちらで想定していますよね。その上で避難所つくっているわけですから。その上で、トイレを最低どのくらい置いたらいいのかということをきちんと把握して、協定を結んでいるトイレの会社から支給を受けたり、借りるなりしたとしても、そ

れが本当に間に合うのか間に合わないのか、それをちゃんと計算していますか。していないのだったら、ちゃんとそこをやって、どこまでトイレ設置できるか、毎年2基なり2基、3基なら3基。優先順位として、まずはあそこ、ここ、それをちゃんと決めているかどうか、それをまず聞きたいのです。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 厚岸町の避難所につきましては、36程度の避難所を指定させていただいておりまして、施設にあるトイレ自体は、発災後でも便器があるので、そこを活用して、袋に凝固剤で固めるトイレというのをこれから、ある部分もあるのですが、絶対数が足りないですから、計画的に整備していきたいと考えております。

避難所ごとのトイレの必要数という部分につきましては、能登の震災等も踏まえて、改めて数を出した上で、避難所ごとにそういったものを個別にきちんと備蓄できるようにしていきたいと考えております。

ただ、簡易的な、凝固剤ではない仮設トイレですとかをどれだけ確保できるかという部分につきましては、試算というものは出しておりません。といいますのは、発災直後は、なかなか仮設住宅の確保というのは困難なものになっておりまして、過去の大きな災害においても、やはり1週間ですとか、そのぐらいかかるとか、もっと長い期間がたてから仮設住宅を確保に至っているという事例もございますので、そのときに実際にどれだけ確保できるということはなかなか想定が難しい中にはありますが、国の物資支援システムというものがありまして、それを通じて国が分散して、拠点に備蓄しているものの配備ですか、あとは、管内市町村との協定による確保、さらには、北海道との協定による、北海道も全道の仮設トイレを扱っている協会といいますか、そういったところと協定を結んでおりますので、そういったところを通じた確保というような部分で、中長期にわたる避難所の対応としては、トイレの確保に努めてまいりたいと考えております。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 調査を先にやってほしいです。避難所にどのくらいのトイレを用意しなければいけないのか。当然、防臭の効いたトイレを、まず優先的に避難所に置く。それは何基置かなければいけないのか。それで対応できない場合については、携帯用のトイレを何個用意しなければいけないのかという、順次考えていかなければならないと思うのですけれども、その部分については、やるように考えておりますではなくて、用意する、用意しないは次の段階なので、早急に計算を出してほしいと思います。

それからもう一つ、仮設トイレを企業との連携協定を結んでいるというのは分かっているのですが、協定を結んでいないところがあります。例えば、大手の建設屋または建築屋、この企業というのは、事業の開始された現場に、移動する同じような仮設トイレを持っていています。現場にちょっと持っているところもあるけれども、余分に持っている会社もあります。こういったところの会社に、災害時に貸してもらえるかどうか、優

先的に貸してもらえる、貸してくれないというものもあるかもしれないけれども、そういったことを企業と、避難のときに仮設トイレを貸していただけるのかどうか、その辺の調査も併せて、したことではないと思うので、ぜひそこも併せてやってもらいたいと思うのです。

なぜかというと、町内業者ではない、地方と協定を結んだって物は来ないです。厚岸町だけ震度が7、8が来て、釧路は一つも揺れないで、何の被害もなかったから、釧路に行かないで全部厚岸に来るなんて考えられないでしょう。だから、町内でも貸してもらえるのかどうか、そういう調査をぜひ早急にやってほしいのですけれども、いかがですか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） まず、避難所ごとのトイレの必要数につきましては、早急に計算といいますか、調査してまいりたいと思います。

あと、町内の大きな建設事業所の状況につきましては、確認させていただきながら、状況把握に努めて、そういうものも参考にさせていただきたいと考えます。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 4点目の厚岸町長に対しての質問だったのですが、在任期間、町長と町議の両輪という言葉を使いながら、我々も一生懸命やってきたつもりであります。町長に対する無理難題も押しつけながら、町長にいろいろ協力していただいて、多数の事業を開始し、町民のためにご尽力をいただいたことに本当に感謝しているところであります。本当にありがとうございます。

町民の話を聞くところによると、町長が今期限りで辞めるという話を多々、行くところで聞きます。町長は、「次期に向けた私の考え方ですが、現在、私なりにその考えはありますが、後援会との最終的な調整が済んでいないため、この場でのお答えは控えさせていただきます」と答弁に書いてあるので、うそ言うなとか、これは本当かという言葉は避けさせてもらいますけれども、ただ、今3月になりました。7月12日任期です。あと数か月しかないわけです。この場で申し上げられないのだったら、どうなのですかという聞き方もできないのですが、もう一度聞かせてもらいますが、町民が話している、いろいろなところで聞く、町長が今期限りで辞めるという部分については、再度お聞きかせ願いたいと思います。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えさせていただきます。

今ここに立って、質問を聞いて、4年前を思い出しました。この場において、竹田議員から同様の質問をいただいたところでございます。その際は、私は6期目に向かっての明快な答弁をさせていただきました。今回は、後援会とのお話がまだついていないと

いう、私なりの考えはあるけれどもということでお答えをいたしました。明快な答弁ではございません。申し訳なく思います。

しかし、4か月余りまだあります。そういう中で、今まで24年になろうとする、いろいろな、私が町長としての責任を果たすことについての総括をしながら、また、今後の厚岸町の未来を考える中で、どうしたらいいのか等々の、まだ難題が二つあります。そういうことで、私はいろいろと考えながら、今日まで来ておりますので、4か月余りというよりも、すぐ目の前にあるわけでありますので、皆さん方にお世話になったその恩を忘れることなく、今日までやってまいりましたので、最終的なお話については、改めてお話をさせていただきたい。そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（大野議員） 以上で、竹田議員の一般質問を終わります。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後5時07分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 7 年 3 月 5 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員